

<p>宮嶋委員長</p>	<p style="text-align: right;">(13:28)</p> <p>じゃ、改めまして、皆さん、こんにちは。  ただいまの出席議員数は全員でございます。  定足数に達しておりますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会します。  本日の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。  なお、委員会条例第13条の規定により、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。  また、本会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日会議録を確認させていただきます。  したがって、発言の際は挙手願ひ、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。  なお、高岡さんから3時半頃に早退をさせてほしいという申出がありましたので、ご報告しておきます。</p> <p>それでは議題に入ります。  議題の1、議会運営に係る整理についてであります。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>ちょっとすみません。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>よろしいか。その前に、今日の時間のめどを、何時ぐらいに終われるかというのを、この前、前は私から2時間ぐらいでどうですかと言うていたんやけれども5時回ってしまったので、今日はどのぐらいのスケジュールを考えておられるのか、ちょっとその辺を。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>皆さんのお手元に次第がございます。  議会運営に係る整理については8項目を当面検討するということでまだ残っておりますので、それをまず最初にやった上で、個人情報の保護に関する条例の制定についても前回少し問題提起をさせていただいていましたけれども、それについての整理をさせてもらうということで、次回の本会議に、定例会に上程するという事になれば、議案として出すということであれば、今日一定の結論を出したいなというふうに思いますが、その点は皆さんの議論ですので私のほうから何とも言えません。その他、次回の定例会がもう間もなくでございますので、それに関わる幾つかの日程整理をしておかなあかんかなというふうに思っております。簡潔に中身のあるものというふうな思いでありますけれども、始めてみないことにはちょっと私のほうからはめど</p>

宮嶋委員長 つづき	を、これで切るといふわけには中身的にいかないのかなといふふうに思いますので、皆さん方で積極的に発言いただくと同時に、実り多いものにしていただければ幸いです、よろしいでしょうか。
森本副委員長	5時までに終わるようにお願いします。
宮嶋委員長	はい。 それでは、議題の1、議会運営に係る整理についてであります。 これについては、前回議論をして一定整理したものもありますし、まだ残っているものもあります。 そこで、事務局のほうでまとめていただいたものがありますので、少し事務局のほうから説明をいただけますでしょうか。 松井さん。
松井総務課長	そうしましたら、私のほうから、本日机上配付ということでお手元に配付させていただきました資料、議会運営委員会検討事項一覧、R4. 12. 21 議会運営委員会結果追記という資料をご覧いただきたいと思います。 前回、8項目につきましてこの内容をご検討いただきまして、そのときの会議で最終的にまとめるにさせていただいた項目を追記させていただいております。 1点目、議会答弁のあり方。こちらにつきましては、太枠で囲んである部分、12月21日の議会運営委員会で議長から全協での意見等について管理者に伝えられ、管理者の答弁もなされるようになって、緊張関係の保持を保ちながら対応することを引き続き議長から伝えるということでご意見があったと思っております。ある程度まとめがついたというような考えで、太枠で示させていただいております。 その下の傍聴規則の見直し。こちらにつきましては、前回の議会運営委員会では後日の議論とするということになっておりますので点線で示しておりますけれども、まだ具体的な内容には至っていないのじゃないかということでもまとめさせていただいております。 2ページ以降、一般質問通告締切日の設定。こちらのほうも、ある程度、下の太枠で囲んである部分、現状を踏襲して実施するという内容でおまとめいただいたものと考えております。 非常時における議会活動については後日の議論とするということでございました。 議会ホームページの作成と運用。こちらにつきましては、本年度において作成を進めて、この1月10日までに各議員から内容に係る意見や希望等を検討いただくということでお話をいただいております。 役職選出の考え方につきましては、議会運営委員会の正副委員長は正副議長と交差、クロスするというご発言であったかと思っております。あ

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>と、監査委員は選出の取決めはないものの2年の任期というようなご意見であったと思っております。</p> <p>あと、最終の4ページ目、特別委員会の活用案につきましては様々なご議論がなされました。市議会のほうでは、市議会全員協議会の結果も踏まえ持ち帰って検討する案件とさせていただきたい、あるいは現状の本会議主義、あるいは委員会主義を取るべきというご意見がありました。予備日を設けることもできないかというようなご意見については、事務局から非常に厳しい状況であるというお答えをさせていただいております。これもまだ検討中という内容になろうかと思っております。</p> <p>申し合わせ事項の案につきましては、これらの取りまとめが終わってからということになろうかと思っておりますので、後日とするという内容です。</p> <p>あと、全体的な意見という意味で、その他特筆事項というところで、必要に応じて各市町議会の確認を取るとはよいと、方法等は各議会に任せる。精華町議会は全協ではなく議会の中心的なメンバーの内容で進めていると。議会での議論の結果については、数による結果だけでなく、その理由等を説明されたい。あと、予算決算資料に関して、質問内容を出すことで改善されるので、1月10日までにそういった作成を希望する内容があれば意見を提出するというご意見を頂戴したものと考えております。</p> <p>これらをまとめた資料とさせていただいております。</p> <p>加えまして、申し訳ございません、事前に配付させていただきました資料の中に1枚物A4の裏表で右肩資料1とさせていただいたもの、事前に配付させていただいたかと思っております。見出しは提出意見等一覧（R5. 1. 10まで）としたA4の裏表のものでございます。</p> <p>こちら、先ほど申し上げましたとおり、組合ホームページに係る意見と、裏面は予算決算資料についての意見ということで、この2つの項目について1月10日までに議員の皆様からお寄せいただきました意見、実質お二方から頂戴をいたしましたところでございます。それらをここに、本文にある内容で記載をさせていただいて、こういったご意見があったということでのまとめの資料ということでお配りさせていただいております。</p> <p>以上、ご確認いただければと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、どうでしょうか、進める順番について何か。この順番でよろしいですか、ここに出していただいている資料の順番で。それとも先にこれをというのがありますか。</p> <p>特にないようでしたら、1枚目、1ページの下段の傍聴規則の見直しについてから確認をしていきたいというふうに思います。</p> <p>これについてどうでしょうか。もう一回これ読みましょうか。よろ</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>しいですか、内容。 返事がないので読みます。 傍聴規則第4条は次のとおりです。 （傍聴の手続き）第4条、「会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。」、規則の年齢は不要と考えますというのが木津川市議会からの意見です。 第5条の規定は、議長が「必要があると認めるときは」とある条文なので見直す必要はないのではないかと考えます。 第6条、「傍聴人は、議場に入ることができない。」はどこまでが議場なのかを示すことができないのではないかと。また、議長と傍聴席を区別する線を引く必要が。またはですね。ごめんなさい。議場に入ることができないとするならば。これ議長じゃなくて議場ですね。議場と傍聴席を区別する線を引く必要があると考えます。 第7条の傍聴席に入ることができない者の規定中、第1項中の「つえ」は削除してはどうかと考えますと。第4項中、「録音機、写真機、映写機の類」の携帯を禁止しているが、スマートフォンはそれらの機能を有していますので、実質上は禁止できないのではないかとというふうなことがあると考えます。 以上のことから傍聴規則の見直しが必要であると考えますというのが木津川市議会のほうでの検討内容であります。 森本さんに言うてもうたらよかった。失礼。 いかがでしょうか、今のことについてどのようにお考えか。 はい、佐々木さんどうぞ。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>一個一個やっていったらどうですか。 この項目ごとにやっていったらどうですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>項目ごと。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>分けて書いてもらっているのです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ああ、条文ごとということですか。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>そうです、そうです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただ、全般に関わってあれば、どこからでもええかと思うんですけども。 だから、見直すということで、ここここは見直したらどうかとい</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>うのがあれば、そういうふうに言っていただいたほうがスムーズに進むかなと思ったりしますが、どうでしょうか。        または見直す必要がないというのであればそれもありでしょう。        どうぞ、佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>基本的には今の全国的な流れでいったら傍聴はフリーだという考え方が基本的にありますから、届出は要らないだろうという気はするんです。</p> <p>ただ、今の現在で問題があるのは2つで、1つは傍聴席の定員との関係がありますよね。数、入れる人数。だから人数をカウントするためのチェックは要るだろうという気はします。</p> <p>ただ、もう一個は、今のコロナの状況下で、これは別に議会だけじゃないと思いますけれども、誰が出入りしたのか、その場所に、それを後日後追いするための情報として暫定的には氏名と連絡先等は要るんだろうとは思うんだけど、原則的には何も要らないというのが本来の筋じゃないかというふうには思っています。</p> <p>仮に協議の結果によっては、例えば名前だけはともかく要るというんだったら名前だけは書いてもらったらいいいし、住所を書く理由は特にないだらうと。それこそ今日の議論にもなるかもしれんけれども、要らん個人情報をおざわざ持つ必要はないんであって。</p> <p>だから、原則の話と今のコロナ禍での暫定的な話とちょっと分けて考えたほうがいい。だから原則としては傍聴規則をちゃんと改正なりするけれども、当面の策としてそういうコロナ対応としての臨時的な措置というのは別途要るんじゃないかというのが思っているところです。それが第4条関係です。</p> <p>第5条関係で言えば、ちょっと趣旨がいまいち、私、頭がちょっと悪いんで理解できないんだけど、第5条の議長が必要あると認めるときというのは第4条のただし書ですよ。第4条の傍聴手続で住所、氏名、年齢を書きなさいと、申出をきなさいというのが第4条にあると。第4条だけだとその3つを申出したら入れるということになっちゃうので、なってしまうので、第5条は、それだけじゃなしに、そういう届出というか、傍聴の申出をした人に対して第5条があるわけでしょう、要するに先着順だとか傍聴券に何を書きなさいだとか傍聴券の有効期間だとかいうのが第5条にあるわけ。だから要するにこの案の、議長が必要があると認めるときはとあるから要らないというのはちょっと理解に苦しむんです。あくまでも第4条の具体事項が第5条なので。しかも第4条で、この案でも年齢を不要と書かれている以上、第5条の第3項、傍聴券の交付を受けた者は傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならないという項目、第3項、これは改正しないと第4条の考え方と矛盾しますよね。少なくとも。だからまず、第5条の議長が必要があるとすることがあるので要らない、見直す必要ないというこの理論がよく分からないのが第5条関係です。</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>第6条関係は、確かに議場と傍聴席の区別はもしかしたら要るのかという気はしないでもないのですが、もし必要だったら具体的にそれをどうやって規定をするのかというのをどこかで決めておく必要があるだろうというふうには思っています。</p> <p>第7条に関してですが、この第7条で提案されている「つえ」の削除については、どういう基準でつえだけなのかというのをちょっとご説明願えればありがたいと。前も申し上げましたけれども、精華町議会の傍聴規則というのは、この間、何年か前に見直したんですけども、考え方の基本は危害を与えるもの以外はフリーにしようという考え方です。だからつまりここに書かれている銃器だとか、そういうものは誰かに危害を与えるおそれがあるので、明確にあるのでそれは駄目だということなんだけれども、つえとかいう関係というのは、つえって両方に使えますね、ある意味ね。自分の身を守るために使うという本来の意味と、使いようによっては誰かを殴ることもできるわけだから、だからそこをどうやって線引きをするのかという基本的な考え方ですよ、これをまず整理しなきゃならないだろうというふうには思っています。</p> <p>あと、後段のほうで、第7条の第4号の関係で、確かにこれは今の時代こういう時代ですよ、外見上禁止し切れないような状態があるのは間違いないので、だとしたら、精華町議会はそういう考え方ですけども、フリーにしたらいんじゃないかと思うんです。録音、録画について禁止をしないという考え方に立ったほうがすっきりするという点です。</p> <p>あと、これもちょっとレアな話になるかもしれないけれども、第7条の第4項には子供は入っちゃ駄目よと書いてあるんですよ。中学生未満、小学生以下は入っちゃ駄目よと、傍聴できないよと。例外はあるけれども原則駄目よというふうに書かれているんですけども、これについてもこの間の全国的な議会の流れを見ていると制約も制限も設けないと。ただし、これは子供だろうと大人だろうと一緒にですけども、議会の議事が混乱するような妨害発言とか騒ぐとかいうようなことについては、それはもう議長の一般的な議場整理権で整理はするけれども、要するに外形的な、年齢で議会に入っちゃ駄目よと、その人が見ようと思ったら特別にわざわざ申し出て議長の許可を得なきゃならないという特殊な扱いを考えるんですけども、これについても可能な限り解除をしてあげたらどうかという気はしています。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>すみません、私自身も今日、例規集を持ってくるのを忘れまして申し訳ないんですが、例規集、皆さんお持ちですか。</p> <p>森本さん、ありますか。</p> <p>ほか。</p>

佐々木委員	だって今日の議論するために要るでしょう。
宮嶋委員長	ありますか、高岡さん。
高岡委員	あります。
宮嶋委員長	はい、了解しました。 ほんだら伊藤さんと森本さんと。議長は。 じゃ、ありますか。 それで、今、佐々木さんのほうから幾つか出していただきました、基本、原則傍聴規則は要らないのではないかと、例外的に幾つか、コロナの状況であったりとか、そのことから一定のルールは要るだろうということですが。 そうじゃない。
竹川委員	第4条が要らない。
佐々木委員	要するに人を特定する必要がどこにあるのかと言っているんです。来た人を特定する必要がどこにあるかということと言っているだけです。
宮嶋委員長	だけども。まあいいです。はい、分かりました。 ほか、今の意見も含めてどうでしょうか。
佐々木委員	まず第5条の関係、ちょっと説明願えますか。第5条の提案の趣旨というか意図を。
宮嶋委員長	これはあれでしょう、要するに必要があると認めるときは前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができるやから、必要がないと認めたら傍聴券は要らないということじゃないの。 議長は、必要があると認めるときは前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができるということは、必要がなければ傍聴券は交付しないということではないんですか。
佐々木委員	今はしていないんですか。 よろしいか。

宮嶋委員長	うん。
佐々木委員	<p>だからこの前も議論したように、本来の考え方に利益をなす方法と、もう一個は現状追認の方法がありますよね。その動機、動機というか原因。</p> <p>だから今おっしゃるのは、今、傍聴券を配布していないんだったら今の話、通ります。今、配布しているんでしょう、傍聴券。配布していないの。だとしたら。</p>
宮嶋委員長	<p>ちょっとお待ちください。</p> <p>松井さん。</p>
松井総務課長	<p>現在は、傍聴の受付の記載はしていただいておりますが、議長が必要があると、こういった事象がない限りは傍聴券の交付というのはしていません。</p>
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	<p>そしたらこの第5条は全然要らないという話ね。第5条は廃止してもいいという話ですか、現状から言えば。</p>
宮嶋委員長	松井さん。
松井総務課長	<p>私どもの認識といたしましても、先ほど委員長が申されたとおり、議長が必要であると認める場合、この場合は必要ということで運用をさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
佐々木委員	<p>分からない。だから議長が必要と認める場合はどういう場合ですか。今の現状で。</p>
宮嶋委員長	松井さん。
松井総務課長	<p>私、まだ実際に行った経験はないんですけども、想定されるとすれば、多数の傍聴人が来場されて整理が必要だというふうに議長がお</p>

松井総務課長 つづき	認めになられた場合は、こういった手続も必要かというふうに考えております。 以上でございます。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	ということは、基本的には第5条は全体が要らないと。要するに要するのは第5条の第1項と第2項だけだと。今の話だと、要るのはね。第5条の第1項と第2項は要ると。つまりたくさん来たときには、傍聴席に15人という定数があるから16人目は駄目なわけで、その15人に制限すると、先着順に制限するためのルールだけは要するという理解だったらそれだけに限定すればいいわけでしょう、第5条を。そういう趣旨でしょう。
宮嶋委員長	松井さん。
松井総務課長	今の形でいきますと、第4条で規定しております傍聴人受付簿、これと第5条にあります傍聴券、これは別物となりますので、基本的には第4条で15人以内なら入っていただくことは可能かなという内容でございますが、15人を超えて整理が必要とか、そういったケースが当たるかどうかは、すみません、しっかりあれですけれども、議長が必要と認めた場合は傍聴券を手続として発行する必要がございますので、傍聴人受付簿ではなくて傍聴券のほうで、第4条に準じてといいますか、住所、氏名、年齢を傍聴券のほうに記載をいただくということで規定していただいている内容かと考えております。
佐々木委員	どういうこと。 よろしいか。
宮嶋委員長	はい。
佐々木委員	今のお話聞いていると、要するに人数が多い場合は傍聴簿じゃなしに傍聴券に直接書いてもらおうと。傍聴券は15枚しか準備していないと。ということになったら、例えば会議の始まる15分前に1人目が来て、始まる5分前になったら20人が来たという場合はどちらの方法を取るんですか。

宮嶋委員長	どうぞ、松井さん。
松井総務課長	今私が思うには、傍聴券を発行すると議長がお認めになられた場合には、傍聴人受付簿ではなくて全て傍聴券のほうへ切り替えるという手続をするものと考えております。
森本副委員長	そうしたら20人入れるんちゃうん。
佐々木委員	違う違う、そうじゃない。聞いているのは、例えば会議開会時間の15分前に1人目が来ましたと、そのとき何人来るか分かんないですよ、その瞬間には。結果5分前に20人来ちゃったと。今の話だと、今の状態だと、傍聴受付簿でまずチェックするわけでしょう。運用してるわけでしょう。ところが15人を超えたとたんに受付簿はもう廃棄されて傍聴券に変わるわけですね。それ手続的にむちゃくちゃ無駄じゃないですか。初めから人数制限はあるわけだから、人数制限ができるような方法を取ればいいわけで、最初から、どっちかに絞って。
宮嶋委員長	ちょっとお待ちください。分かりました。佐々木さんの言わはることは分かりましたので。 今の第4条、第5条の関係、皆さんも今お聞きやから、ほかの方々もどういふふうにお考えかちょっとご意見いただけますか。 はい、森本茂さん。
森本副委員長	今の、15人来て、その後また5人来たと。その5人は議長が考えるにこの人たちにも傍聴してもらふ必要があると、それを認めた場合オーケーやと、ここでいう20人という意味じゃないのかな。
宮嶋委員長	でも第3条には15人とすると書いてあるから。そこに例外規定が書いていない。ただし何々という、ただし書がないんでね。
森本副委員長	ないけれども、そういう意味しか、必要があると認めるときはそういうときしかないんじゃないのかなと思うけれどもね。
宮嶋委員長	分かりました。
森本副委員長	ちょっと待つてね。

<p>森本副委員長 つづき</p>	<p>あと考えられるのは、先ほどちらっと佐々木委員が言わはったように、母子で傍聴に来られた場合、子供さんはオーケーやと、抱いたままで来てもらっても、傍聴してもらってもいいよというような、議長が許可出したらオーケーよというようなことじゃないのかな。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>すみません。全体として傍聴規則というのが今の時代に合わないのではないかという問題意識から始まっているわけです。その中で見直してはどうかということがありました。</p> <p>佐々木さんのほうからはもっとフリーにしてはどうかというご意見でした。ただし、今、コロナという状況もありますので、一定そういう場合には制約をというか、名前を書いてもらったりとか連絡先を書いてもらったりすることはあるだろうということでしたが、原則フリーに傍聴ができるような規則に改めてはどうかというのが出されていると。</p> <p>その中で、第5条の傍聴券の在り方で、第5条は冒頭に議長が必要があると認めるときはと、前項の規定にかかわらず、前項、すなわち第4条の規定、傍聴人受付簿に記入しなければならないの規定にかかわらず傍聴券を出すんだと、こうなっているということなんです。そこでその整理が必要ではないかという話に今なっているわけですが、どうでしょうか。</p> <p>はい、竹川さん。</p>
<p>竹川委員</p>	<p>今までの話を聞くと第4条は要らない、第5条で議長が必要があると認めるときはという、前条の規定にかかわらずまで、ここまでは要らない。傍聴券を交付する、だから最高15枚までですよね。だから赤ちゃん連れていては、それは一々規則に書かなくて臨機応変に対応すればいいと思います。議長が必要と認める場合に傍聴券に住所、そして今回のコロナとか、追跡するという場合があるので、議長が必要と認める場合は傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならないとしたらどうでしょうか。第4条はなくして。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>年齢も要りますか。</p>
<p>竹川委員</p>	<p>あ、年齢。年齢は要らないね。あと追跡するときに必要な資料として名前と住所が要するという。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>住所が分かればいいんですが、今の時代は例えば電話番号とか書いてもらうほうがしやすいかも分かりませんが。</p>

竹川委員	だから議長が必要があると認めるときはこれを記入すると。だからふだんは、普通の場合は15枚の傍聴券だけでいいと。
宮嶋委員長	具体的な提案がありまして、第4条を削除すると、第5条については第4項以降を削除した上で、第5条の第1項、第2項、第3項を整理するという案が出ておりますが。 はい、森本さん、どうぞ。
森本副委員長	今のコロナの状況下と、それから現規則をあまり変えずにという形で考えると、ちょっと邪道かも分からんけれども、この「前条」を変えて、「第3条、第4条の規定にかかわらず」に変えるだけでいけるんじゃないかなと思って。15人も議長が必要があると認めたときは多少の人数は増やせると、立ち見でもいいと。
宮嶋委員長	立ち見。
森本副委員長	椅子がどれだけ並べられるか分からへんけれども。1人、2人はオーバーになってもいいという。
宮嶋委員長	森本さんの案は、要は5条のところに「前条」じゃなくて「第3条、第4条の規定にかかわらず」ということを入れるということですか。
森本副委員長	うん。議長が必要と認める場合だけですよ。
竹川委員	柔軟な運用を考えていいと思うんですよ。さっき言うたように。
宮嶋委員長	ちょっと待つてね。 竹川さん、どうぞ。
竹川委員	すみませんでした。 赤ちゃん連れている場合はカウントも1人にするとか、それから15人も柔軟な運用を考えて議長が、ようけ来てはるし、もうちょっと増やしてもいいんじゃないかなとは思いますが。

宮嶋委員長	はい、森本さん。
森本副委員長	そういう条文を書けるんやったらそれでいいと思いますけれども。
宮嶋委員長	ただ、議場の広さというのがありますから、やはりそれは会議を運営していくに当たっての秩序を保持するような部分というのは当然求められるから、多く来はったからじゃ傍聴を認めましょうというルールではなくて、逆に傍聴者のほうで交互にやってもらうとか、別の場所、例えばこういう場所にモニターを設けるとか別の方法がないと、議場というのは限りがありますから、ちょっとそれはどうでしょうか。
高岡委員	モニターとか、それがええかな。
宮嶋委員長	今すぐモニターができるかどうかは分かりませんよ。けどもそういうふうを考えていくほうが、もし多くの方が来られるようなことがあればとは思いますが。 伊藤さん、どうぞ。
伊藤委員	一応定員は15人とすると書いてあります。ほんで私もその人数はやっぱり広さとか考えて決めはったと思うんです。2人、3人増えたから増やしていくというのはいかがなものかと思えます。 それと、最初に15人だけ書いてもらうというても、一緒の団体さんが例えば20人来はったときに、抽せんで、最初15人やったら15人の名前書いてもらって、入場というんですか、傍聴券というのを抽せんでしないとやっぱり不公平感が出るから、めったに30人、40人も来られないと思うんですが、その点なんかはやっぱりきちっと明記しておいたほうが。定員15人とすると書いてあったら先に傍聴券を配って抽せんするとか。オーバーのときは。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	ちょっと論点が今広がりつつあるんだけど。初めの論点と違う論点が出てるでしょう。要するに傍聴席の定員を何人にするかという話が、今、浮上してきちゃったわけですよ。そもそも今の議場って15人入らないでしょう。そんな場所は確保されていないよね、そもそもね。だからこの15人という傍聴定員を保持しようと思ったら、15人が入れるようなスペースをまず確保しなあかんという話になっ

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>てくる。もしそれが、今の現状の場所でしょう、もっと広い場所に変更するということになるんだったらまた変わるかもしれないけれども、現状の従来やってきた、定例会やってきたあの会議室でやるという前提に立つ限り、15人は到底入れませんという話になるんです。もし入るとしても、さっきから議論出ているように、議場と傍聴席の境目をどうつくるかという問題が発生しますよ、恐らく。例えば議員の後ろのほうとか横とかだったらそれは可能かもしれへんけれども、それこそ会議に参加しているメンバーと傍聴人が混在するという話になってしまうわけですから、今の場所を変えるか、もしくはレイアウトを変更するとかしなければ15人定員すら難しくなるというのが1つあります。これは物理的な話ね。</p> <p>だからまずは、今の話だったらまず15人、15人ってその人数はともかくとして、定数を設けるかどうかという話ですよ、はっきりと。それか今出ているような曖昧というか臨機応変な人数にしてもいいと。一応目安は決めるけれども1人、2人別に増えようがいいよという考え方に立つのか、まずここを決着つけなないと。</p> <p>しかもさっき伊藤さんから抽せんという話あったけれども、抽せんルールを採用しようと思ったら、例えば会議の始まる時間の5分だけか10分前に来てもらって、全員が、全員が来てもらってそこで抽せんしなければ会議始まるまでに傍聴者が決まりませんよね。誰が傍聴できる誰ができないかって決まりませんよね。そしたら今度は逆に傍聴者を縛っちゃうんですよ。つまり会議が始まる時間の10分なら10分、15分なら15分前に来いという話になっちゃうからそれもどうかと思うので、基本的に定数問題に関して、私は一応決めておいて先着順というほうが会議の運営からしてもいいだろうという気はしています。ということです。</p> <p>だからまず定数をどうするかと、定数の考え方をまとめたほうがいいんじゃないですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>これってあれですか、打越台でやっていたときの規定ですよ。どうぞ、松井さん。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>こちらの規則につきましては例規集にありますように平成3年に規則としてまとめられたものですので、打越台からこのまま同じような形で運用しているもので、その後、先ほどからありました定員の関係ですけれども、一般席の定員15人と、今、規則上ありますので、あの会場のレイアウトの話が先ほどありました、レイアウトについては当然コの字型で、入り口付近のぎりぎりまで席を置くような形で15席を確保することは可能です。ただしその場合は椅子と椅子の間はほぼ隙間なく収めて、しかも少シコの字型にということで、15席を確保することは可能という形で運用はしてきました。今はコロナの関係もありますので、席は可動式ですので畳ませていただいて少し少ない</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>数でしか用意をしておりませんが、15席までの席をつくれと言われればそういった状況でつくることは可能は可能ということで運用をさせていただきます。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>幾つかの論点があって、一番最初に佐々木さんから出たのはもっとフリーにできるような規則にしてはどうかという、その中でじゃどういいう見直しがあるのかという議論があって。 基本は、そのことについてはどうなんですか。今のこの原則、このある傍聴規則を見直してフリーにするということでもいいのか、それともこの傍聴規則を基に考え方をもう少し見直すということなのか、そのことによっても大分、先ほどあったように少し変える程度で済む話なのか、もうちょっと別の見直し案をつくるようなチームが、チームというか議運で議論しないとあかんのか、ちょっとそのところだけ皆さんの考えを示していただけませんか。 はい、森本さん。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>今、事務局が15人はいけると言っているので、これはもう15人でいいんじゃないかなと。 私も先ほど意見を出しましたがけれども、その意見は却下しておいて、ここの第4条のところは、年齢はまさしく要らないので、ここを連絡先か、コロナのことを考えてですよ、コロナが収束したらまた変えてもいいけれども、今のところはやっぱり住所、氏名、連絡先は書いてもらうということにしたほうがいいんじゃないかなと思う。 それから第5条については、必要があると認めるときというのはもうなくしてしまう、前条の規定にかかわらず、それをなくしてしまつて、傍聴券を交付することができる。これが上で15人で確定してしまうならばこの第1号というのは要らないかな、第5条の、と僕は思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>あとの全体に関わる部分も含めて、それはもう残しておくということですか。第7条だとかそういう関係は。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>最初のところだけで、まだそこまでいっていない。最初の第4条、第5条のところ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いやいや、だから佐々木さんの提起は全体としてももう少しフリーに見直してはどうかというのが大原則であつて、その立場に立てば一つ一つがどうなのかという話になってくるんだけれども、いや、そうじゃないよと、もう基本はこのままでいくけれども、ただ現状に合わな</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>い部分は整理していったらどうかというのとはちょっと違うように思うので、だからそここのところのもので皆さんがどういうふうにお考えかだけ出していただかないと、正直条文までいくと、こんなん何も案がない中で、こうしたらどうや、ああしたらどうなんていったら延々に続きますから、今日はこれは基本的に見直すということで確認いただければ具体的にどう見直すのかという話になってくるので、そここのところの見直し方の差はあるにしろ、進め方としてこれを見直すということで確認いただければ。別途のところを考えないと今ここの場ではちょっと出ないかなというふうに思うんですが。 はい、竹川さん。</p>
<p>竹川委員</p>	<p>そうしましたら今日の議運では、傍聴規則を見直そう、いや、もうこのままでいい、そこまでを決めるんですね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>少なくともそうしないと、何もないところから条文を触るわけですからね。修正案的な、改正案的なものが具体的にプリントになって出てこない議論になれへんでしょう。</p>
<p>竹川委員</p>	<p>今日これだけで時間なくなっちゃうので、だから今日は、見直そう、いや、このままで、そこまで決めましょうかと。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>少なくともね。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>よろしいか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>それは別に、それは時間の関係でそれも別に抵抗はしませんが、ただ現実問題、私たちがこの議員でいる時間というのは制約があるわけですね。2月に予定している定例会以降に、木津川市、精華町、私たちの任期期間中にもう一回臨時議会が開けるんだったらそれはそれでいいんだけど、その確証がないと、せっかく作業はしたが結局時間切れで全然話がまとまらないという話になりかねないので。原則2月8日の定例会で改正、要するに例規の改正をしてしまうということをめどにすべきだという気はしているところです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さんからはそういう意見。</p>

宮嶋委員長 つづき	はい、高岡さん。
高岡委員	だから今日は、これを佐々木委員さんのおっしゃったフリーではなくて、やはり今のこの例規を基本に見直すという案のほうが時間的にも十分間に合うのかなと思います。手直しというたら怒られますけれども。
宮嶋委員長	はい、局長。
金森事務局長	すみません。今、佐々木委員のほうからご提案があったんですけれども、傍聴規則でありますので恐らく、これは恐らくにすぎない、確認したわけではありませんけれども、例えば議会の会議規則であれば当然議決事項になりますので議会に提案して採決を取るということになります。それ以外の規則、規程等につきましては議決事項にはならないのではないのかというふうに考えておりますので、特に臨時会が必要ということではないんだらうというふうに思いますので、確認をお願いしたいと思います。
佐々木委員	ちょっと委員長。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	間違っています。確認してください、議長会に。確認してください。市議会議長会でもいいから。町村議長会でもいいから。議決事項ですよ、傍聴規則は。
宮嶋委員長	はい、局長。
金森事務局長	それは議会の規則関係については全て議決事項であると、そういうことですか、今おっしゃっているのは。
佐々木委員	どういうことですか。
金森事務局長	議会の関係の規則については議決事項ですよということを今ご指摘

金森事務局長 つづき	いただいているわけですか。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	議会在決められるのは条例と規則ですよ。議決事項であるのは。その決めた条例、要するに委員会条例とか会議規則だとか、これ議決事項ですよ。これを具体的に運用する場合には、規程がつくられる可能性ありますね、運用規程というのは、それはありますが、名称上、会議規則と傍聴規則は議決事項です。
宮嶋委員長	<p>いずれにしろ、要は佐々木さんが言わはるように2月20日に変えましょうというのは時間的にもそれは無理です。現に今のこの18日の。あ、2月8日か。ごめんなさい。</p> <p>でも、議運にも提案しなあかんとしたら無理です。</p> <p>それで、確かに木津川市議会は4月の選挙で改選がありますし、精華町議会も2年の改選で一部事務組合議員が変更になる可能性は十分あるわけですから、そういうことを心配されているんだろうと思いますけれども、今日ここで議論をしたことは何か変わらなければ全くなしになるということではないのでね。議論したことが引き継がれていくだろうというふうには思いますし。</p> <p>規則の条文を変えるということになれば、やはり改正案なるものを紙に書いて具体的に議論をしないことには、例えば傍聴の人数15人と書いてあるやつを10人にするというたら、そこの10人と書いたものを見て議論をしないことにはこれは前に進まへんと思うのでね。</p> <p>今日はだから皆さんの確認として、どこをどう変えるかは別として、これは変えるということなのか変えないというようなことなのかそこを確認いただいて、変えるということであれば具体的にじゃどんなテンポで変えるのかということが当然出てきますし、誰が改正の案をつくるのかということにもなるのでね。例えば精華町から代表、木津川市から代表出て、それが何人になるか分かりませんが、2人とか3人ぐらいで案をつくってもらおうということにしないことには、この場では、全員の間ではちょっと議論できないかなというふうに思うんですが。</p>
高味議長	ちょっと1点だけ。
宮嶋委員長	はい、どうぞ。

<p>高味議長</p>	<p>今いろんな議論出ている第4条をフリーにしよう。</p> <p>そもそもこの傍聴規則というのは、本会議場に出席している人の身を守る、安全を守るということで規定された部分が多いと思う。それで、何が起こるか分からないということを前提にも考えてもらわんと、もし誰かに恨みがある人が来ていて議場で事件が起こった場合に、名前を書かないと、書いてもらえないと、そういう気持ちのある人が名前書く必要がないからフリーに入れるようにした場合にどうなるのかということも、仮に名前を書かなかつたらもう入らんといてくださいということも事前に断れるというのが第4条やと思うんです。</p> <p>というのは、僕、この前、京都地裁のほうへ行くあれがあって、京都地裁はもうフリーにしているんです、全部。名前も書かなくても傍聴はどこの裁判室でもできるようにフリーにしているんです。ただし警備体制はきついです。全部入る時点でチェックします。持ち物も含めて。危険物がないということをチェックして入場を許可している。その代わりにフリーにしている。</p> <p>しかし、我々そこまでできる体制は持っていないということも考えてほしいのが1点と、議長が必要があるときと認めるのは、仮に、私が今議長やけれども、次、精華町の人議長になると思います。どんなことが起こるか分からへんから安全パイとして議長が認めるという一言は、これもう必要なことやと。本会議の安全を守るということもちょっと頭に入れておいてほしいなと思ってるのでよろしくです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>どちらにしろ、すみません、このままでいいという方と、いや、変えようという方のどちらかでちょっとご意見をいただきたいんですが。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>よろしいか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>だから今の議長の発言なんだけれども、ちょっと違う、違うというかね。議会ってさ、ここは組合だけれども、通常の議会というのはその自治体の住民のために置かれる組織ですよ。機関ですよ。ということは主権者は住民ですよ。</p> <p>基本的には議長がおっしゃったような取締りの意味がある。確かにあるんですよ。でも大体どこの議会も傍聴規則って取り締まる規則なんです。あれやっちゃいかん、これやっちゃいかんと。この服装はあかん、持ち物あかんという取り締まる規則なんです、意味から言ったらね。それではおかしいんじゃないかというのがこの間の議論な</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>んです。主権者は誰やということ。  ただし、今、議長がおっしゃったセキュリティーの問題が確かに発生するのと、ただしセキュリティーの問題で考えた場合、さっき事務局からあったようなコの字型の傍聴なんて絶対認められないです。認められないですよ、そんなのは。集団でもし15人来てさ、同じ意図を持った人間が、コの字型で囲まれたら皆さん被害に遭いますよ、確実に。逃げられない。だからセキュリティーだということに重点置くんだったら、今の議場の構造だとか根本的に変えなあかんです。つまり大体の議会にあるように、傍聴席と議席って分かれていますよ、大体、分かれ方はいろいろだけれども、違う階だったり、また同じ階でも何かフェンスみたいななんがあったりして分かれていますよね。そういう物理的な、要するに危害を加えにくいような物理的な対策を取らなあかんという話になってしまうんですよね。個人的には議長がおっしゃった性格はあると思う、それは確かにね。危害を加えるおそれというのを防止するためという意味はあると思うんです、あると思うけれども、先ほど申し上げているように、ただ主権者は住民なので、その人たちの議会へのアクセスを可能な限り容認をし、かつセキュリティーを守るための接点をどこに求めるかということですから、どちらか一方の意味で言っているわけではないです。さっきから何遍も、今回何度も言わせてもらっているけれども、精華町議会の傍聴規則も原則フリーだけれども、年齢制限していないし持ち物規制も基本的にしていません、ただ、明確に危害を加える可能性があるものは駄目だし、議場で騒いでも駄目だしという、今私が申し上げたような2つのバランスをどう取るかということで議論はさせてもらってきた経過があるのでね。だから取締り規定だと、もっときつくしなさいという話になるんですよ。それこそさっきあったように入り口で持ち物検査をすると。今、京都地裁はありますよね。地裁の1階で、入ろうと思ったら持ち物チェックされます。空港みたいに。そこに流れていきますよ、それは。セキュリティー優先させたら。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待ってくださいね。いいですか。  今議論している傍聴規則をどういう変更であっても変更するのかしないのかという立場でちょっと判断してください。変更するという事になれば具体的な案づくりをしなあかんのでね。じゃ誰がそれをするのかとかね。だからそこにはかないと前に進まないの。  だからまずはこのままでいいのか変えるのかというところで判断してください。どうでしょうか。もし議論が、多数決であまり決めたくないの、皆さんが変えると言わはったら変えるし、変えないと言ったら変えないままで次にいきたいと思うんですが、どうですか、まず。それぞれ意見表明してください。変えるか変えないかという点で。中身は問うていませんよ、今。そうしないと前に進まない。</p>

高岡委員	変えない。
宮嶋委員長	変えない。
高岡委員	はい。
伊藤委員	私も変えない。
宮嶋委員長	変えない。
竹川委員	変える。
宮嶋委員長	変える。
佐々木委員	少なくとも提案者が出して私らも言っている年齢なんか全然要らんよね。
宮嶋委員長	だから変えるや。
佐々木委員	変えるでいいです、それは。
大野副議長	変えます。
高味議長	私ら。
宮嶋委員長	まあええわ、聞かせてや。
竹川委員	一応必要。
宮嶋委員長	聞かせてや。

高味議長	今のところこのままでいいんじゃないかなと。
宮嶋委員長	大野さんは変える。 森本さん、どうですか。
森本副委員長	これをつくった側やから、少なくとも年齢は不要やから変える。
宮嶋委員長	ちょっと全員の一致にはなっていないんですね。だからどうするかですね、全員の一致になっていないときに。
佐々木委員	だからちょっと聞かせてください。変えなくていいという方は年齢を残すべき理由があるわけでしょう。それ聞きたい。
宮嶋委員長	はい、高岡さん。
高岡委員	その辺のいうたら細かい部分。
佐々木委員	細かくない。
宮嶋委員長	いや、ちょっと。
高岡委員	それをね。
宮嶋委員長	はい、どうぞ。
高岡委員	そこをいらうとしても僕は変えないという意味で発言させていただいたんですけれども。見直しやわね、基本フリーにする、見直すというぐらいうちから、これをたたき台に手直しとか見直すという意味で、見直しはするけれども基本このラインは変えないという意味です。
竹川委員	でも見直すねんね。

宮嶋委員長	え。
高岡委員	そういう今おっしゃった今の時代に合うていない年齢とか傍聴の人数とかスマホの件とか、そういうなんは今の時代に合わせて変えなければいけないけれども、基本的な部分は何も変えなくていい。
宮嶋委員長	すみません、高岡さん。今の私の問題提起は、あなたが今言われたことは変えるということなんですわ。一字一句変えないというか、一字でも変えるかどうかということですから変えるということ。伊藤さんはどうですか。
伊藤委員	私はもうこのままで。年齢もね、何で要らないのか、要っても要らなくてもどっちでもいいんやったら入れておいたほうが分かりやすいということと、つえというのでも削除なんてあってはならない。つえは傘と一緒にすねん。棒になるんです。だからやっぱり何かあったときばあんとやられたら怖いですし。つえというのは。だからもしつえ。
佐々木委員	障害者排除やな、要するに。
伊藤委員	入り口で係の人。
佐々木委員	すごい発想や。
伊藤委員	うん。いや、そういうこともあり得ると。
佐々木委員	高齢者排除やな。
伊藤委員	人が話ししているときに挟まないでください。だから。
佐々木委員	よく分かった。
伊藤委員	スマートフォンとかそういう機能なんかも私は一応、必要ないんだから、それは音が鳴ったりいろいろあるから、もし箱あればそこへ置

伊藤委員 つづき	いておいたら、入るときね。そこまでぼつと言わはるんやったら。私はこのままで変える必要はないと思います。そういうこと。
宮嶋委員長	分かりました。 ただ、全会一致が望ましいと思うんですが、ただ全会一致になるまでは少し距離がありそうなことやと思うので、どうしましょうか。 ただ、このまま置いておくということは変えないということにいくということになりますしね。
佐々木委員	よろしいか。
宮嶋委員長	はい。
佐々木委員	だから基本的に、傍聴規則、議会のルールだから可能な限り全会一致が望ましいと思います、それは。ただ、異論がある以上それはできないという話になってくるわけですから、この議運では難しいという話になるわけで、これから以降は世間に問うしかないんじゃないですか。だからもういいんじゃないですか。 要するに、さっき申し上げたように障害者や高齢者を排除する発言があったということ。
伊藤委員	違いますやん。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください。
佐々木委員	そうでしょう。だってつえ必要な人今いるじゃないですか。特に高齢者なんて。その人は傍聴に来たらあかんということをおっしゃっているわけだから。そういう趣旨と理解いたします。もう結構です。
宮嶋委員長	伊藤さん。
伊藤委員	私ね、言葉の行き違いで、そういう方が座られてから、着席ですよ、椅子に座られてから、つえのほうは申し訳ないですけどもというて預けたらいいことです。ほんでまた帰られるとき渡せばいいことです。

佐々木委員	はい。
宮嶋委員長	ちょっと。
佐々木委員	ちょっと待ってくださいよ、委員長。
宮嶋委員長	いやいや、ちょっと待ってください。
佐々木委員	あのね、伊藤さんな、あなたは変えんでいいと言ったわけですよ。
伊藤委員	そうですよ。
佐々木委員	言ったわけですよ。言ったわけですよ。
伊藤委員	うん。
佐々木委員	でも今のルールはつえ持っている人は傍聴席に入れないんです。
伊藤委員	ちゃう、入ったらええねん。
佐々木委員	何でや。あんた言っていること違うじゃないですか。今の、ちょっと待ってください、今も傍聴規則はつえ持っている人は入れないんです、そう書いてあるんです、日本語的に解釈すれば。だからそれがおかしいんじゃないかと申し上げているわけで、今の発言されるとそれは変えることになっちゃうわけですよ。
伊藤委員	あのね、障害者に対して。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください。
佐々木委員	だからそれを防ぐんだったら。

宮嶋委員長	ちょっとお互いにお待ちください。発言やめてください。
佐々木委員	変えてね、つえを持ち込んでいいけれども。
宮嶋委員長	佐々木さんもちよっと待ってください。
佐々木委員	発言が違うじゃないですか。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。 佐々木さんが言われているのは、伊藤さんももう一回見てほしいんですが、第7条。
森本副委員長	そこは理解してえや。
宮嶋委員長	次に該当する者は傍聴席に入ることができない。次に該当する者。だから銃器、棒、つえ、その他、人に危害を加え、また迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者。だからつえを持っている人は残念ながらこの規定では傍聴席には入れません。だから伊藤さんが言われるように、つえを持っておられる方はそれこそ入場の、入り口というのかな、議場の入り口でそれを預けてもらうか何かしない限りは、この規則からいうと残念ながら入れないとなると思います。ちょっと見ていただいたら。
森本副委員長	傍聴席に座れない、つえ持ったままでは。
高味議長	この第7条の第2項をどう解釈するかというのが。
宮嶋委員長	第2項。
高味議長	議長が必要と認めたときは傍聴人に対して係員から質問をして、いうたらこれがなかったら入れないということを議長が判断したら、あんたあきませんよということがないというのは第2項で守られているんちゃうんかな。
宮嶋委員長	第2項があるからこの(1)から(9)までは。

佐々木委員	違う違う違う違う。
宮嶋委員長	できるという。
佐々木委員	違います。
高味議長	という判断を。
佐々木委員	ちょっと委員長、ちょっとむちゃくちゃな判断はやめましょうよ。
高味議長	これを。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください、今。
高味議長	これがなかったら今言われているように全く入れない状況になるんやから、ここは議長の判断でどうぞ入ってくださいという許可を下ろせると。
佐々木委員	むちゃくちゃや、そんなもの。
高岡委員	それを見直す。ちょっと付け加える。
宮嶋委員長	どなたか。ちょっと発言される方は手を挙げて。 はい、じゃ佐々木さん。 森本さん、ちょっと。
佐々木委員	議長、そんなね、超法規的な解釈したら駄目ですよ。
森本副委員長	9つ以外。
佐々木委員	今の規則というのはどこの、大体ほとんどの議会そうだけれども、傍聴規則というのはまず、条文の番号は別にして、持っているもので要するに外形的に判断をするとなっているんですよ。大体のところ

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>は。外形的に。それが第7条ですよ、うちの。  今、議長がおっしゃった第2項というのは、これは例えば小さなもので例えば折り畳みができるようなつえ、ありますよね、視覚障害者が使っているような、外形的に見えないような状態で持ち込まれた可能性がある場合、その場合は係員をして、議長が命令して係員に対して、あいつ持っているかもしれへんと、あの人、点検してこいということができるといふ条文ですよ、これ。  つまり大原則は持ってきたらあかんと第1項に書いてあるわけですよ。あかんもの書いてあるわけですよ。しかしそれをすり抜けた場合、見ただ目で分からない場合、第2条が発動されるというのが通常の解釈ですよ。今の議長のそんな超法規的な解釈をしたらあかんと、そんなもの。</p>
<p>高味議長</p>	<p>いや、そうじゃないと、僕は、この意味は考えて。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>議長会で確認してくださいよ。</p>
<p>高味議長</p>	<p>それはせやけど判断の違いであって。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>違うわ、そんなん。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ここをどうするかというのはどの条文、規則についても最終的には議長の判断というのはいり得ると。それがあから入場ができる部分があるんやから。今までもそういうことで。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>分かりました。</p>
<p>高味議長</p>	<p>進めていくというのが前提にあるんやから。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>すみません、整理します。  それで、残念ながらというか、全体6人が一致することにはなっていないので、先ほど佐々木さんが言われたように原則一致するほうがいいと、一致しないのであればこの見直しはないというふうに言われたんです。改正したほうがいいんじゃないかと言われる方はほかにもおられるんですが、佐々木さんが言われたようなこととしてまずよろしいですか。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>(はいの声)</p> <p>その上で、今日議論になったのは、どちらにしろしゃくし定規にこの規定そのものを運用しようということではないというのはどなたも言われたわけですから。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>いや、伊藤さんは違いますやん。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いやいや、でも伊藤さんにしても決してそういう思いではないということは表明されたわけですから。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>違うって。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だからできるだけ自由に傍聴ができるように進めていくという基本的な考えは我々は持っていると思うんです。だから時代に合わないものもあるから、それについては今後少し変えるならば考えるということにして。全くこのまましゃくし定規にやろうということではないというふうに思いますので、そこは議長のほうで判断してもらって、傍聴来られた方がしっかりと議会を見てもらうということはどうでしょうかね、進めると。ただし、今回のこの見直しは行わないということで、次のときに先送りということになりますけれども、そういうことにしたいというふうに思います。</p> <p>(はいの声)</p> <p>このことについてはそれで進めさせてもらいます。 はい、竹川さん。</p>
<p>竹川委員</p>	<p>やはり全員の一致がないと進められないと思いますので、それでいいと思います。ただ一言、第7条の第2項、第3項の意味合いですね。日本語の意味を、すみませんけれども議長は全くはき違えていますので、そこだけは、どない読んでもこれは、つえを隠し持ったやつがおったときに、議長が、ちょっとそれ、ちょっとチェックという、それを拒否した場合ね、仕込み杖を持っているとかね、そんなのを拒否したときに、議長はその人を入れませんよというふうにしか解釈できないので、議長は何でも裁量を持っているという意味合いではないということだけはちょっと確認しておきたいなど。議長のような解釈は100%できないということだけは言っときます。</p>

宮嶋委員長	それは竹川さんの意見として表明されたということで、この場でそれを確認するという場ではありませんので。
佐々木委員	だからそれはいいけれども、さっきの局長の話も含めて、ぜひ市議会議長会に相談してくださいよ。今、出たような、局長がおっしゃったような議決事項じゃない。だからできるのかと、傍聴規則を。議長の権限だけで変えることができるのかということでしょう、早い話が。それと、今のうちのような規定を持っている傍聴規則の場合、この第2条関係の解釈の問題、それはちょっとね、幾ら何でもむちゃくちゃなので、解釈が。確認してください。その作業をやらないと、ここだけで議論、らち明かないから。
宮嶋委員長	はい、分かりました。
佐々木委員	全国の会でもいいし、府の会でもいいけれども。
宮嶋委員長	じゃ、それはぜひ事務局のほうで一度確認をお願いします。そしたら、5分間だけ休憩させてください。
竹川委員	次の議運で報告してくださいね。確認して、こういうことでしたと。スルーしないでくださいね。
宮嶋委員長	<p>トイレ行かれる方は、申し訳ない、5分だけですが。45分から始めます。</p> <p style="text-align: right;">(14:39)</p> <p style="text-align: center;">《休憩》</p> <p style="text-align: right;">(14:44)</p> <p>すみません、皆さんもうおそろいですので、ちょっと時間早いですけれども再開をさせていただきます。</p> <p>次は、2ページの非常時における議会活動についてという部分であります。これは木津川市のほうから案を出していただいているわけですが、先ほど私が言ってしまいましたけれども、伊藤さんないしは高岡さんのほうから少し説明いただけますか。非常時における議会活動について。</p>
伊藤委員	議会活動は、これ、例えば非常時で考えられることは、台風のときやとか地震とかが来たときに、この組合の活動です。議会活動ということ自体は、私、拒否しているわけでも何でもないんですね。焼却炉

伊藤委員 つづき	の具合とかね。それ自体はやっぱりプロに任せるのが一番でなかろうかと。我々は、やっぱり地元に戻って普通の議員活動、精華町の人は精華町で活動すればいいことだし、木津川市のほうは木津川市。災害のときですよ。ここって、災害時に起きることって、我々動いてどうこうはやっぱり混乱生じるんじゃないかなと、この書いてあるとおりね。だからこのままでいいんじゃないかという感じです。
高岡委員	ちょっと補足させていただきますとね。
宮嶋委員長	はい、高岡さん。
高岡委員	逆にこういう定めを設けることによって、うちの市議会もそうですけれども、逆に活動の作業の妨げになるというふうに我々は思いますので、やはり発言があったように混乱している地元地域に少しでも協力できるような活動を進めるということで、例規の必要はないということと考えますということです。
宮嶋委員長	ということですが、ご意見。 はい、佐々木さん。
佐々木委員	完全に論点がずれています。私たちが出させてもらったこの、もう一遍言いますとね、非常時の議会活動を可能とする例規を整備するなんですよ、言っているのは。つまり、これは、この間のコロナ禍でも、全国の議会がコロナ禍で、例えば議員に感染者もしくは濃厚接触者が出て、議場に来られない、クラスターが発生をしたりしましたよね、いろんなところで。そのときに、来れなかったら出席と認められないわけだから、下手したら定足数に達しないかしらんということです。本会議はオンラインは駄目というふうに総務省は言っているから、そこはそれに従いましょう。しましょう。ただし、委員会に関してはオンライン開催を認めていますよね。これ2年前の3月か4月に総務省通知が出てますよね、各議会に対して。だから、この地域というのは、いわゆる仮にここ、8人しかいないわけだから、議員が。そのうちの5人がもし何らかの形でここに来れない事態が発生する。コロナだけじゃなくていろんな事情があるでしょう、それは。そうした場合に会議が開けない形になるわけですよ。本会議は集まらなければならぬから、それは今回やらなかったけれども、少なくとも本会議の前段階というか、露払いというか、前段階の委員会をオンラインでできるようにしとけば、あとは短時間だけ、要は採決の時間だけ何とかどこかに来てもらって、ここか、別のところでもいいけれども来てもらって、本会議、議会を開けば意思決定できるわけですよ。地方

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>自治法とか、そのことを言っているわけでしょう。だからオンライン会議ができるような例規の整備が要るのではないですかというふうに言っているのが趣旨です。</p> <p>これは、熊本市で起こったみたいに、熊本地震のときに熊本市議員さんが言ったと思いますけれども、各委員さんが個別に当時の熊本市の災害対策本部に電話をかけて、うちの地元の避難所が混乱しているからとかね、言い始めて混乱が起こったとか、そんなことは絶対僕は思っていません、そんなことは。思っていません。一切思っていません。逆に議会の活動を止めないという意味合いで提起をさせてもらっているんです。</p> <p>地方自治法は、もう一個、手はありますよね。首長の専決処分に委ねるといふのがあります。この手は使えない手ではありませんが、それを乱発するということは、今の議会の存在を否定しますよね。やろうと思ったらできることをやらずに、首長もしくはここで言うたら管理者やね、管理者の専決処分に委ねるといふのはやってはならんことなんです、基本的に。議会人として。無責任です。だから、少なくとも委員会の開催をオンラインでできるような例規の整備をしたらどうかという提起なので、ちょっと今の話とは論点がずれています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがですか。 はい、高岡さん。</p>
<p>高岡委員</p>	<p>今、佐々木委員がおっしゃったような解釈は、僕はさせていただいてなかったんです。ただ、今、そうやってこの場でそのようにおっしゃっていただいたので、その考えも含めて今後の検討課題というか、今この場でオンラインがどうこう言うても、実際のところできない方もいらっしゃると思いますので、検討、今後の課題として取り組むべきかなというところで考えております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがですか。 はい、森本茂さん。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>事務局にお聞きしたいんですけども、議運を非常時のときにオンラインで会議ができるようにするにはどのぐらいの予算が要るとかいうことは。そういうようなこと、オンライン会議ができるかどうかも含めて、それどうなのか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>松井さん。</p>

松井総務課長	<p>正直、まだそこまでの想定はしておりませんので、予算の規模、そういったものについてもちょっと具体的にお示しすることはできません。ただ、例えばですけれども、場所とか言われれば、オンラインですので、それぞれの場所と我々はどこかの場所を設ければいいんです。その後、次は機器類の話になってきます。あと記録等は当然電子機器を使えば可能やと思っていますので、そういった部分の整備を、場所、それからオンラインの費用、機器の調達と通信費等々全て含めて、そういった部分どこまで整備するかによっての予算計上になってこようかと思えますけれども、今現状では全く、代替という意味でもご用意できるようなものは、こちらには今、手元にはないという状況でございます。</p>
宮嶋委員長	森本さん。
森本副委員長	<p>だから、そういう現状やったら、この条例に規定することもできないということやね。規定をする意味がないわな。</p>
宮嶋委員長	はい、松井さん。
松井総務課長	<p>はい、規定いただければ、規定に沿った形での予算要求をして、物品調達をして、場所を確保して実施していくという手順になってこようかと思えます。</p>
宮嶋委員長	はい、伊藤さん。
伊藤委員	<p>私も、オンラインが可能な形いうときまでは、ちょっと非常に浅い考えでそれは考えてなかったから。ただ、これが可能ならば、何か通信費とかそんなぐらいなもので、自分のパソコンでやるようにすれば、簡単にそれは私はできるかなと。ただ、この例規のあれは、やっぱりきちんとそこはみんなの意見を聞きながら、どこまでできるかということは、私は可能だと思います。ほんで場所を決めんと。</p> <p>ほんで、きちっとその間、みんな、精華町さんはきちっと皆さんでできるからこういうのを出してこられたと思うんです。ただ、オンライン、最初はやっぱりできない方がひょっとしたらおられたり、出来る場合は、練習すれば簡単にできるかなと思いますので。</p>
宮嶋委員長	はい、高岡さん。

高岡委員	<p>なので、オンラインすごく前向きでいいと思うんですが、実際、精華町の議員の方も含め、木津川市でもまだ慣れてない方もたくさんおられると思いますので、やはり今後の検討課題として、重点項目として取り込まれるべきかなと。ただ、今この場で何も機器もないし、自分でスマホでできるという話なんやけれども、そこまでまだ進まないと思います、残念ですが。検討課題でお願いいたします。</p>
宮嶋委員長	はい、佐々木さん。
佐々木委員	<p>議論をちょっと整理しましょう。だって我々がやっていることは、別に規則や予算がたっぷりあって、そのために変えようということをして今議論しているわけではなくて、本来の議会の在り方をまず議論をして、当然それは、もし時間的に、まずは予算を準備する時間的余裕が要するというんだったら、その執行は、例えば夏とか、今しても夏とかになるかもしれない、それはそれでいいじゃないですか。でもそれは、機器がないからとか、予算がないから、だからやめましょうという話じゃないでしょう、この議論は。そやから、さっき誰かがおっしゃったように、伊藤さんがおっしゃったように、そんなに金かかることないですよ。先進的な議会幾つかあるけれども、そんなに金かかるとか、別に特別な、プラスアルファの機能をつければかかるかもしれないけれども、会議だけの機能だとしたらそんなにかかりません。かからないので。</p> <p>だから、それこそ問題は、それを正規の会議として認めるかどうかなんですよ、ポイントは。正規の委員会として扱うかどうかという例規がうちはないので、それをやったって通常の井戸端会議に終わっちゃうわけですよ。例えば議員さんが何かオンライン使って話をしたよということで終わってしまうので、それだと委員会としての、結果、効果は発揮できませんよね。仮にそこでみんながいいよと言っても、何かの議案に対してみんなが全員いいよと言ったって、そんな決定って意味ないよってなっちゃうので、そうじゃなしに、その決定に意味を持たせるための例規整備というのは、これ別に私らが、この組合議会が先頭を切ってやろうと言っているわけでも何でもない。もう既に3年近く前からかなり多くの議会が取り入れているわけで、実際やっているわけですから。そこの例規を、例も出ているから参考にして、うちに合うようにアレンジすればいいだけの話であって、それすらないんですかということをごここで申し上げているわけなんですよ。</p>
宮嶋委員長	はい、高岡さん。
高岡委員	<p>だから佐々木委員がおっしゃるのはよう分かるので。ただ、それを今、今日この場で決まらないと思うんですよね、時間的にもね。だか</p>

高岡委員 つづき	ら今後の検討課題になるのかなと。うちの改選のあれも含めてね、2年ぐらい、2年もこんなのかけてたらあかんねんけれども、早く取り組めるような体制をつくるための、今日はこの議論があったので、決して今日で終わろうと言っているんじゃないで、今後の検討課題にしていただきたいという意見を申し上げて、次に進めていただきたいんです。
佐々木委員	やるの、やらないの。やるんですよね。
高岡委員	やります。もちろんやります。
宮嶋委員長	はい、伊藤さん。
伊藤委員	オンラインまでちょっと考えが及ばなくて、浅はかということで申し訳なかったです。ただ、そういうことも可能にするのだったら、私は早めにぜひともやってほしいんです。そのほうが万が一のときに、各自、自分の家とか出先のところでパソコンさえあればできることですので。
宮嶋委員長	高岡さん。
高岡委員	ただし、ここに書かれている非常時におけるという話になってくると、非常時に実際そのオンラインがどれだけ活用できるかというのがもちろん今後の議論でもあるので、今日のところはその辺で検討課題にさせていただいて、次に進めていただきたく思います。
宮嶋委員長	これはよろしいですか。 はい、じゃ、竹川さん。
竹川委員	去年の12月に地方制度調査会の答申が出まして、例えば共産党議員団、しっかり学習会もやって話し合いをしているんですけども、議会BCPみたいなプラン、当然の流れでかなりの議会が委員会においてはオンラインでやっているというところなんですけれども、これはもう流れですので、その流れを進めましようと言っていることなので。高岡委員も伊藤委員もやりましようということなので、これはみんなで一致できるので。ただ、議運でいうとオンラインでできるようにやりましようという流れ、全体的に一致ができていような気がす

竹川委員 つづき	るので、これを進めていくということでもいいのではないかと思います。
宮嶋委員長	はい、ほか。 はい、佐々木さん。
佐々木委員	基本的には、何も反対しないんでやったらいいと思うんやけれども、だから今後の課題というのは、それは高岡さんがおっしゃるようにそれはそうだとしたても、いわゆる何を課題にしてどういう調査を進めるのかね。それは私ら議員が調査するのか、もしくは事務局の手を借りて、例えば先進事例の会議規則か委員会条例かはともかくとして、を情報収集するというようなことを具体的に、今後の話じゃなくて具体的に決めておかないと宙ぶらりんになっちゃうので、その方向性についてはせめて確認はお願いしたいと思います。
宮嶋委員長	はい。
高岡委員	まだ具体的にはいうこと、なかなか時間も制約されていますので、方向性だけ、今後進めていくという方向性だけで今日のところは次に進められて、もう一度持ち帰って考え直しますから、その辺を次に進めていただければいいと思いますけれども。具体的なところまでいうと、時間が何ぼでも押していくように思います。
宮嶋委員長	はい、佐々木さん。
佐々木委員	だとしたら、木津川市で担当してもらったこの非常時における議会活動についてというね、担当してくれた方が、今日の話合いに基づいて調査なり具体的な会議規則等の改正素案みたいなものを、次までに提出してもらえるとということによろしいんですか、それは。それを確認しとかないと申したように宙ぶらりんになりますよ。誰が責任持つのかと、これ。
宮嶋委員長	はい、高岡委員。
高岡委員	その辺も含めまして、今後、時間のこともあるでしょうし、我々の改選後のこともあろう中で、今のご意見はやはり担当させていただいた者で話合いをし、この場に出ている議員で市議会のほうでも相談し

高岡委員 つづき	ながら、なるべく早く進むように取り組んでまいります。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください。 まず、佐々木さん。
佐々木委員	だから、別に今日決め切られないというのは、そこまではいいですよ。いいけれども、誰もあかんとは言ってないんだから前に進めればいいだけの話であって、前に進めるための調査だとか、素案づくりだとか、それは一体誰がやるんですかということ最低ここで確認しとかなないと、みんながいいね、いいねと言ったけれども、結局何もやらずに時間だけが経過をして、要するに木津川市さんで言えば任期満了を迎えちゃうということになってしまうのは非常によろしくない。もう何遍も言いたくないけれども、今申し上げた、先ほど読み上げたこの非常時の議会活動を可能にする例規を整備するという案は、去年の2月28日に出しているんですよ。約1年前に。だからあまりにもそれは。
宮嶋委員長	はい、ちょっと待ってください。 では、森本茂さん。
森本副委員長	あのね、これ全員が今、この先進事例でやっているところもあるから、それに倣ってうちもやっという意思疎通ができていますから、これは、僕らはもう改選になるんやから、やっぱり事務局に先進地の例規を調査研究してもらおうということで、ちょっと事務局に預けるしか仕方がないなというふうに私は思います。木津川市の議員は、もう改選が目の前やからばたばたしているから。
宮嶋委員長	はい、高味さん。
高味議長	今、議論を聞いていて、精華町がもう、これされているんですか。まだ木津川市、構成市町村の木津川市はまだこの議論をしておりませんので、ちょっと木津川市も、こっちの方向で恐らく進んでいくんじゃないかなと。それも参考にしながら帰りたいと思います。うちが、まず、これを木津川市でしっかりと、どの方向でいくかということを決めた部分を一組に反映していくと。
宮嶋委員長	はい、高岡さん。

高岡委員	それで僕はいいと思うので。先日、うちの議会運営委員会のほうで、基本条例、議会の基本条例を見直すという決まりがあるんです。その中でもこのオンラインのテーマが上がってこなかったのも、今後、改選後、佐々木委員がおっしゃるように、議員改選の時にしてたらばたばたするので、間違った方向に行っても困りますし、落ち着いてゆっくりとスピーディーに進めたいと思いますので、その辺はご了承願いたいです。以上です。
宮嶋委員長	ほか、よろしいですか。
佐々木委員	だからお尻を決めてください。いつまでに誰がするのか。じゃないと、今の話だったら、選挙終わった後、新しい木津川市の議会で、もう一遍、一から話をする可能性が出てきますから、少なくとも今の任期中の、木津川市議会の議会運営委員会がどうか分かんないけれども、ところで、この問題は喫緊のテーマだと、早急に討議するような、検討すべき問題だということを申し送ってもらわなあかんし、私はそこを、木津川市さん決めてないからそんなの決められないけれども、何か木津川市の決定に絶対従わんなあかんということはないんだけれども、少なくともそこら辺のワークショップとか、また、さっき森本さんからもあったように事務局でもしできるんだったら、それは情報収集はしてもらって。
高岡委員	そんな難しいことでもないし。
佐々木委員	だから、難しいことじゃない。だから、さっきから、メンバーがそろった段階ですぐ検討ができるような状態に準備をしてもらえるんだったら、それはお願いしたいと思うけれども、そこすらできなかつたら事務局も動けないし、誰も責任を取らなくなりますよ。
宮嶋委員長	はい、高岡さん。
高岡委員	それはうちの市議会の全員協議会で議題として上がるように、一度市議会の事務局とも相談しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。
佐々木委員	木津川市議会に交渉できないやろ、ここは。

高岡委員	その辺のことは、今日は理解していただかないと。
宮嶋委員長	<p>ちょっと待ってくださいね。今、佐々木さんから、我々、このメンバーでどこまでできるのかという問題提起があって、森本茂さんからは、ここの事務局のほうで少し整理できるものがあるのかというのがあるって、高味議長からは、そもそも本体の木津川市のところでこういう議論がされてないわけだから、それを先にとということではあったわけで、そうすると、どう考えても、今後、来月や再来月といったような中で、何かできるというものはないというようなことになるのではないですかね。もちろん、環境施設組合議会の事務局として、今日出た議論の中で、例えば精華町なんかがそういうことをやられているということであれば精華町の例であったりとか、それから、それ以外どんな例があるのか私もよく知りませんが、そういう例を集めてもらうということかとも思うんですが、それは可能ですか、事務局のほうでそんなの。</p> <p>はい、局長。</p>
金森事務局長	<p>精華町は、もう始めてはるんですか。</p> <p>オンライン委員会をしてはるんですか。</p>
佐々木委員	ええ、できるようになっていますよ、従前に。
金森事務局長	現にやってはるんですか。
佐々木委員	施行はしました。やりました。
金森事務局長	近々にいわゆる正式な委員会をされる。
佐々木委員	いやいや、それは非常時が起こらないと。
宮嶋委員長	非常時のためのルールを整備したと言っておられるんですよ。
金森事務局長	いつでもできる状態になっているということ。
佐々木委員	そうそう、ルール上は入っているということです。

金森事務局長	だから、私も全然白紙の状態ですし、木津川市も全く、思いはあっても白紙の状態です。
佐々木委員	それはないって。
金森事務局長	いや、白紙なんですよ。ここの事務局は白紙なんです。 ですから、精華町さんが進んでおられるのであれば、そういった情報を、一から説明というとな当然また時間もかかるし、精華町はじめ、よその団体も含めて情報提供をまとめていきたいし、その上でいつまでに何をどうできるのかというのは整理をしていきたいなというふうに思っています。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください。今、局長が答えてもらったので。 ただ、実際のところは精華町と木津川市の中で、非常時における、いまあったそういうオンライン的なことが、議論のあるなしが現実にありますからね。かなりここの議論でも差があると思います。それで、精華町の例に学ぶといいますか、ここからはやれると言っていたいていますから、そのことをした上で、例えば次回の議会運営委員会に精華町の例を具体的にこの場で資料として提供、例規ができていくということですので、していただいた上で、次の、現実には次のといった場合は改選後というふうに思いますけれども、申し送っていくということでしたらと思います。ちょっと時間の都合があって申し訳ないんですけども。
竹川委員	引き続き、委員長。
宮嶋委員長	もうちょっと待ってください。
佐々木委員	今のは精華町がやれということですか。
宮嶋委員長	違う、違う、事務局がそれを求めてもらうということですから、事務局から求めてもらいます。精華町議会に対して。はい、そういうことにしたいと思います。 じゃ、次、3ページの上のホームページの関係、それから議会広聴・広報の検討についてということで、これも白紙というか、まだ決定されていません。それで、ホームページについては、前回の議論の上でそれぞれ意見もいただいております。ただ、広聴・広報というところについては、まだ今日、最初の議論になろうかと思っておりますので、

宮嶋委員長 つづき	ちょっとここ、まとめていただいた高岡さんなり伊藤さんのほうから少し説明をまずしていただけますか。
伊藤委員	<p>広聴ということ自体は、精華町さんのほうはどのようなことを考えておられるのか、また私自体もこの非常時のことでもオンラインまで気がつかなかったということです。広聴もいうたら、ただ意見を聞くということだけなのか、ちょっとそこのところの意味合いが、私自体どこまで求めてはるのかちょっと分からないんですが、どうなんですか。</p>
宮嶋委員長	<p>ちょっと待ってください。まず結論を言うてください。よって、組合議会としては必要がないと考えますというのが結論なので、そのちょっと説明はしてください。</p>
伊藤委員	<p>広聴ということは、要望とか市民の方の声を聞くということだと思っ  んです。それ自体、もし聞きたいことあれば、ホームページで、市と  か町のホームページから聞いてもらうというほうが、私は正確なこと  だと思っ  。そのほうの広聴いう意味を持っておられるのか、ちょっと  理解ができてないんです。だから私自体はそんなに深く考えてないん  ですが、そこのところはどうなんでしょう。ちょっと分かりにくいん  です。</p>
宮嶋委員長	<p>分かりました。それで、まず、2つあるかと思っ  ます。  1つは、ホームページについての内容の改正で、ここの部分にはホ  ームページの作成は必要ないと考えますと書いてあるわけですが、こ  れについては前回、予算措置が取れる範囲内でホームページについて  は見直すということを確認して、今日、先ほど説明のあったように、  資料1のところではお二人の方からホームページについて出ていると  いうことです。だから、ちょっと2つに分けてやりたいと思っ  ます。  まず、ホームページについては、予算の範囲内で見直すというこ  とで意見をいただいたんですが、ほかは結局意見がなかったの  で、それはよろしいと、ほかの意見はないということ  で。  そしたら、意見がないということで、この出たことについて、予  算の範囲内という制約がありますが、事務局としてはどうなん  でしょう、その判断は今できますか。予算の範囲内でこの程度  までは見直しができるというのは。  はい、松井さん。</p>
松井総務課長	<p>こちらにいただいたご意見について、予算の範囲内というの  は、前回もご説明したかもしれませんが、うちのホームページを見ていただ</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>いて、大枠は変えませんが、そこに載せる記事の箱を新たに作っていくという部分で予算措置をかけて少し拡張していくということになります。その拡張した部分に、例えば今、具体的に議長の挨拶、例えば議員名簿、定例会の日程、そういったものを載せていく箱というのは作ることができますので、そういった部分での変更、あるいは掲載というのは可能です。</p> <p>項目については、今、2つ、4つの意見と7つの意見、大きくはいただいている部分ですけれども、この中、どれを載せていくかという部分については少し絞っていく必要があるのかなとは思ってはおりますが、こういった部分を載せる、掲載する箱を作るというのは十分可能な範囲かなというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ということで、原則はできるということなんだけれども、全部ができるということ、そこはないということなので、ちょっと皆さんのほうで、この出ている意見を踏まえながら、最低限ここはというところを、またこれ言い出すとまた時間かかるかも分かりませんが、ちょっと出してもうて全体の共通理解だけはつくっておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>はい、伊藤さん。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>前のときにも、ごみの収集の意見とか、そういうことを市民の方からの声を聞いたら、それを載せていったらどうだというような感じの意見があったように思います。そういうのは、先ほど事務局のほうから説明あったように窓口をつくってクリックすれば、木津川市もしくは精華町のウェブサイトにはハイパー機能でピュッと飛んでいく、飛んでいく言うたらおかしいですけれども、一番分かりやすい。木津川市の者が精華町のものを聞いても分からないのと一緒に、精華町の住民の方々は精華町の窓口へ行くように、ハイパー機能というんですか、そういうのをつけていただいたら、私自体、どのように皆さん、市民の方が聞きたい、また意見があるということを正確に分かるように思うんです。それをしてもらったら私はいいいと思うんです。それ自体はもう簡単にできると思うんですが、どうなんでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、いわゆるリンクというのは貼っていますよね。精華町と木津川市のはね。</p> <p>今の中でも木津川市のホームページや精華町のホームページに行くリンクが貼ってありますから、そこをクリックすればそこへ行くことはできる。</p> <p>ほか、どうですか。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>

佐々木委員

ちょっと何か、あれですけども、基本的にはホームページには2つの機能がありまして、説明する機能と、それから話を聞く機能、要するに広報と広聴、両方の機能があります。今、議論した、基本的には組合議会の話が中心になると思うし、プラスアルファで、今さっき伊藤さんがおっしゃったような行政の分野があるけれども、例えば見に来る方って、やっぱり何らかの問題意識を持って見に来るわけですよ。ちょっと私、精華町、木津川市へのリンクが、2つの市町のホームページのトップページに行くだけやったらあまり意味ないんですよ、それは。例えばごみ処理計画とかごみ減量計画みたいな項目がうちのホームページにあって、具体的なことは、例えば木津川市のごみ処理計画、ごみ減量計画というのは、それこそリンクでそこにダイレクトで行ってこそ意味があると思うんですよ、問題意識がある人からすれば。じゃないと、簡単に言えば、ここでせっかく窓口、玄関へ来た人が、だから木津川市や精華町の玄関に来られるわけでしょう。そうじゃなしにここだけ受けたんだったら、この場に来てもらうとなったら、もうダイレクトにその人が行きたいところに行かせてあげたらいいわけであって、そういうことができるかどうかというのがやっぱり。だから市民の関心事に応じられるかどうかというのが1個ありますよね、リンクにするにしても。という意見です。

だから、基本的に広報、だから議会の関係で言えば、議会は独立した機関だから、議会としていわゆる投書箱的というか意見を聞くような機能を持つことは、これは1個の方法ですよ。木津川市も精華町議会も、私、基本条例を持っているけれども、木津川市議会の基本条例第5条でも、簡単に言えば市民参加、市民との連携という項目があって、できるだけ市民の意見を聞きますよと書いてあるんですよ、議会が。木津川市議会が。精華町も同じようなことを書いているんですよ。そこのところに書いてあるような2つの議会が合わさったこの組合議会が、市民の意見を聞かんでいいという結論になること自身が、私、ものすごく魔訶不思議なんです、それは。前からおっしゃられているじゃないですか、木津川市議会本体で議論したいって。その木津川市議会本体の基本条例に書いてあること、精華町の基本条例に書いてあること、市民参加、市民の意見を聞く、やっぱりこの機能は両方一致しているんだから持ってしかるべきだと思いますし、また議会の関連資料に関しても、議会の資料とか議会の情報発信って、うちはそんな偉そうなこと言えないけれども、どうしても事後報告なんですよ、結果報告。こんな議会やりました、こんな会議やりました、中身はこうですよというのはたくさんの議会が発信しています。紙媒体も含めてね、議会だよりとか含めて発信しているけれども、じゃ、いつ議会が開かれて、予定ですよ、今後、開かれて、その議会や委員会というのはどんなことが議題となるのかについては、ほぼないですよ。そういう機能というのはないですよ。その辺も、さっきから議論している傍聴をしてもらおう、市民に関心持ってもらおうと思えば、いつ、どこで、何に関して議論がされるのかということ、やっぱり予告、予告というか、それもここに来れば分かった、組合ホームペー

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>ジに見に行けば分かるということにしとかなないと、基本的にこんな公表されていませんからね、会議のことなんて。公表されてないので、それは知る由がないわけですよ。</p> <p>もっと、この間、全国の先進議会が求めているのは、世界レベルの場合は、議会なり委員会に傍聴に来た方に、その日の議題の議案書とか一般質問の通告書とかはお貸しをしています。見てもらえるようになっているけれども、でないと傍聴に来たって、その人、資料も何もなかったら、一体何が、例えば何とか議案書の何ページと言われたかって、持ってないから何の話か分からないわけですよ。だからそういった意味の情報発信を、要するに市民参加をどこまで可能にするんだという観点は、やっぱりホームページを構成する上でそれは考えないかん話だと思います。</p> <p>なおかつ、さっきからおっしゃられているように、今年度に関しては一定の、いわゆる予算上の制約もありますよね。それは仕方ないと思います。既に可決しているんだから、今さら補正できないからね、仕方ないと思うから、それはそれで優先的にやるものはやってもらったいいんだけど、もし予算上の関係で届かないとか出たとしたら、それはもう来年度以降また相談しながらやるということにして、そこで切るんじゃなしに、今年度予算ないからもうこれやりませんよということじゃなしに、必要なのは認めながら、でも優先順位と言ったらちょっと落ちるから、これは来年度以降ねというような確認ができればいいと思うんです。</p> <p>だから、ちょっと今、2つの今の議論というのはテクニク的な話に行きそうなんだけれども、議会の広報・広聴機能をホームページという感じどうするか。少なくとも今のところ、うちは紙媒体の議会を持っていませんから、唯一、情報発信できるのが議会ホームページしかないわけですよ、今のところ。ですから、その議会ホームページの機能をどうするかというのはちょっと確認しながら、具体的にはここに出された意見はそれを反映していますから、その反映している意見の中身で具体的作業をしていただいたらいいんじゃないかというふうに思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、伊藤さん。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>認定とか、また議案とかいうのはホームページに、前のときたしか載せていただくことに決めたのではなかったかな。決まっていますか、そこまでは。決めてもらおう言うたんかな。日程とかね、それをホームページにアップしてもらおう。それで、その後の可否、結果の可否も、議案の可否、どうなったかいうのも一応してもらおうということで作ってもらおうということになってなかったですか。</p>

宮嶋委員長	なってないです。だからこれを出してくださいと言ったんです。
伊藤委員	ほな、私一人思うて、一人書いていて。すみません、そういうこともホームページでこれからしていただいて、アップするということができるんですよ。
佐々木委員	だから今の意見は要るということでしょう。
伊藤委員	うん。
佐々木委員	広報・広聴機能が要るという意見ですよ、今の意見は。案と違うから、今の発言は。提案されたのと違うじゃないですか。
宮嶋委員長	それはね、議論の進展の中やから、だから違うから駄目だとかいうんじゃないで。
佐々木委員	駄目とは言いませんが、修正なら修正と言ってください。修正は別にしても構いませんよ、修正は。けども、この案を残したまま違う発言されると困るので、修正するなら修正と言ってもらったら結構です。
伊藤委員	修正していただいて、ホームページでそこに行けるように窓口つけて、きちんと今度の議案こういうの出ますよというようなことを伝えられるように、あれ1週間前にもうそういうの、議案書出たらアップしていただくということで。
宮嶋委員長	はい。すみません、これ、今日あれですね、一定これとこれとという具体的な中身まで確認しとかなないと、事務局のほうで何を加えていったらええかということになりますよね。 はい、松井さん。
松井総務課長	そうですね、今、資料1のほうでお示しいただくように、お二方からいただいた意見、これ全てほんならできるかというのと、それをまた検討する必要がありますし、中身を作り込む必要もありますので、これをベースに事務局のほうでたたきを作れという話になるのか、ここで今、これをと絞っていただくのか、どちらかで方針決めていただい

松井総務課長 つづき	たら作業のほう進めさせていただきたいと思いますが。
高岡委員	委員長、いいですか。
宮嶋委員長	はい、どうぞ。
高岡委員	でも、うちのホームページで言うたら、今おっしゃっていただいた情報なんて見るためホームページだし。ホームページつくったらさ。今、木津川市のホームページも精華町のホームページも、一般質問とかそんな内容は全部見れるんじゃないですかね。そんなん普通でしょう、アップするのは。それをせえへんほうが逆におかしいので。そんなん、今もう、もう次行ってもうてもええん違いますの。
宮嶋委員長	<p>いやいや、違いますよ。今ね、ホームページにあるのは議事録です。議事録がずっと幾つもあります。前回議論になったのは、長文の議事録があるだけで、もっとポイントを絞って見たくとも見れないからということであって、先ほど事務局からあったように新たな箱をその中に加える。その箱に例えば議員名簿というものがあって、もちろん議長の挨拶があって、議員名簿があってとか、それから議案が出て、その採決結果があってとか、そういうことはできますということやから、じゃ、その範囲をどこまでするのかということでお二人の方が出ている。特に下のところは1から7までということ、結構量が多くなりますよね。だから、その箱をたくさんつくことは予算上無理ですよということやから、そここのところの整理、それは今日出た意見を基に、もう事務局に一任しますということであれば、事務局がその範囲の中でやってくれるということになりますし、先ほど伊藤さんから言われたような議案の結果ですね、それはこの1から7やとか1から4の中にはないのかな。だからそれも入れるということであればそういうことにもなるだろうし、そここのところをちょっとはっきりさせたいということやから。</p> <p>はい、高岡さん。</p>
高岡委員	はい、すみません、分かりました。そしたら、僕、先ほども申し上げましたけれども、その辺、今、予算の関係もしてくるので、それはまたしっかりと、ここまでがこの範囲でできますよと、佐々木委員おっしゃっていただいたようなことが、もちろんホームページとしては最低限の仕組みやと思うので、その辺は精査して、また今後の課題となりますけれども、今すぐできるものではないと思うので。

宮嶋委員長	いや、今やらないと、今年度予算3月31日までやから。
高岡委員	いや、それをどこまでするというのが、今、予算すぐ出ないと。
宮嶋委員長	いや、3月31日までの予算はあるんです。だからそれで早くここを確定して、その作業に入ってほしいわけです。 はい。
高岡委員	でしたら、最低、一般質問なり、マル・バツなり、日程表は、もちろんホームページにはアップされるべきやと。
宮嶋委員長	一般質問というのは何ですか。一般質問の質問。議事録は今上がっているから、その意味では一般質問の中身は全部載っているわけです。
高岡委員	通告書ですやろ。
宮嶋委員長	いや、通告書じゃない。議場でのやり取りが議事録として載っていますから、一般質問であっても何であっても全部載っているんです。採決の結果も載っているんです。議長が全員賛成とか言って載っている。ただ、それは後の方、お尻まで全部読まないといけないという仕組みなんです。だからそこに、例えば一般質問、誰それさんというて書いて、そここのところに例えばクリックしたらその議事録の中の一般質問の誰それさんのところへ、頭へ飛ぶというような仕組みやったら、それはいいです。けども今はそういう仕組みではないから。
高岡委員	通告、質問日、そんなん載ってないんですか。
宮嶋委員長	通告、質問日。
高岡委員	うん。
宮嶋委員長	だからそういう整理されたものはないんです。だから議長が、ただいまから議事を始めますと、議会を始めますと言うて、最後にそれでは終わりますということが全部載っている。

高岡委員	それなら事後報告になるので、やはり前もって市民の方に参加していただくということを考えると、質問される方の通告、一般質問通告書、市議会でもあるように、日程、通告書、何番目ぐらいは最低載せないで事後報告になってしまいますよね。市民の方がそれを聞きたいと思ったら、生中継を聞こうと思うのを知らせないと駄目なので。
宮嶋委員長	中継はないけれども、ここへ来てもらうことですね。
高岡委員	ですよね。それは、行く行くは生中継もしてほしいけれども、その予算がないのであれば、前もって住民の方に知らせないと駄目だと思うので、その辺は議事録ではなくて、まず初めに、この日にこの方の質問がありますというのはアップされるべきだと思います。ホームページに。
宮嶋委員長	だから、高岡さんが言われるのは、例えば2月の今度ある議会、その中身が最終的に分かるのはその前の議運だから、議運で確定したものを載せてもらうということになるわけですね。
高岡委員	はい。
宮嶋委員長	それぐらいの作業ってできるんですか。例えば定例会までに議運をやって、ほぼ1週間前にやって、確定したものをアップすることはできるんですか。 はい、松井さん。
松井総務課長	議案に関しましては、配布させていただくのが1週間前、告示の日を予定していますので、その段階でアップすることは可能です。ただ、先ほどありました一般質問でありますとかの通告書等につきましては、木津川市の例でいきますと、一定の日程期間の中で一般質問が少し会期の真ん中辺りにあるということで、通告されてから、そのまま頂いたものをいわゆる画像として出されているわけではなくて、加工して出されています。
宮嶋委員長	いわゆる、て、に、を、は、を変えるという。
高岡委員	ちょっと時間かかっていますから。

松井総務課長	我々が今お願いをしている通告書の様式をそのまま、あの形で出されているわけではなくて、あれをワード形式みたいな形で整理をされたものをアップされています。
佐々木委員	整理って何、整理って。
松井総務課長	<p>いわゆる一般質問、こういう様式でまず出てきますけれども、それを全員分を日にちに分けて、一般質問でしたら、木津川市なら4日あった場合は、1日目の方、2日目の方、3日目の方、4日目の方のものを、出てきた通告書をパンパンと載せるのではなくて、1つのファイルにいわゆる転記をし直して、ホームページ上の様式に作り替えて載せられている。そういった加工の作業が必要やと言われれば、ちょっと我々のほうも日程的に厳しいものが出てくる可能性があります。出てきた、いわゆる電子データなり紙ベースなり出てきたものを、そのまま電子データであればそれをPDF化、紙ベースであればいわゆる画像化していわゆる貼りつけるみたいな作業であれば、当然、通告期限の後にそんなに時間をかけずにすることは可能かと思えます。ただ、先ほどありましたように、我々は1日ですし、インターネット中継とかでライブ中継とかもしておりませんので、通告書だけが、こういうのがありましたというのが出ていて、あとは会議録で見ていただくというような形にはなろうかと思えますが。</p>
宮嶋委員長	はい、佐々木さん。
佐々木委員	<p>別に今、テクニク的な話になっているけれども、今の話聞いている範囲でも、今回、一般質問の通告は23日ですよ。議運の前ですよ。だから、その加工にどれだけ時間を要するか、私、分かんないけれども、今聞いているとそんなに時間かかるわけじゃないでしょう。電子データでもしみんなから送ってきたんだったら、それをコピーすればいいだけの話でしょう。</p>
高岡委員	それやったらできるね。
佐々木委員	<p>そんなん数分でできる話ですから、だからそれも正式には、普通の場合は通告書は通告段階で事実行為としてあるけれども、正式に議案として認められる、手続上で言えば、普通は議会運営委員会で、例えば4人なら4人からこういう通告ありましたということで了解というか、スルーした段階で正式議案としてなるわけだから、タイミングとしてはさっき委員長がおっしゃったように、議会運営委員会が終わっ</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>た段階で公表というか、正式な文書として公表されるということになると思うので、今の日程からいったらそんなむちゃくちゃ無理な話ではないだろうという気はしているというところなんです。</p> <p>ちょっと今、この会議が、さっき申し上げたけれども、ホームページの基本的考え方を確認して、その基本的考え方に合ったものを、順次、優先順位をつけて載せていくということを確認するのか、一個一個載せ方を議論して今みたいにするのかというのは、例えば編集委員会をやっているような感じになっちゃうんだけれども、そうではないと思うし、これはあんまり言いたくないけれども、だってこの話って去年の議運でやって、1月10日に皆さん意見出しましょうよというふうに約束をして、経緯があるわけですよ。今、高岡さんの意見を私、話聞いて、いいと思うんです。載せたほうがいいと思う、基本的にはいいと思うので拒否はしませんが、少なくとも今日やる作業というのは、出てきた意見の、この項目を要るか要らんかという話だと思うんですよ。その上で、例えば全部が要るよとなった場合でも、さっき申し上げたように今年度予算でできるのは半分だよとなるんだったら、それは半分でもいいじゃないですか。それは仕方ないじゃないですか。けども、今年度予算に乗せなかった部分も基本的に必要だよというふうに確認できるんだったら、それは順次、来年度も含めて作業してもらおうということを確認すればいいだけの話であって。やっぱりその作業をしとかないと、何かテクニク的な話ばかりやってもあんまり前へ進まないような気がするんです。だから1月10日の期限が何だったという話になってくるから、それを繰り返すと。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、ただね、私が心配しているのは、だから2人しか意見出てないから、その意味ではこの2人の意見の中で、これを採用します、あれを採用しますだけで皆さんが納得していただけるんやったらそれでいいんだけれども、ということをや心配してちょっと言うたわけです。だから、今、今年度見直しという点でホームページの改変ができるわけですから、今ここに出た意見、それから今議論があった意見を事務局のほうでまとめていただいて、順次、予算の範囲内でやっていただくということでご了解いただけるんやったら、もうこの話はこれで終わります。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ただ、ちょっと事務局のほうとしても、これはちょっと抽象的過ぎて、すぐにちょっと分からんというようなことがあれば、ちょっと今聞いていともろうたほうがええですけども。</p> <p>はい、松井さん。</p>

<p>松井総務課長</p>	<p>我々のほうで整理するに当たりまして、確認させていただければ。  まず、箱でいうと2つ目の箱の1番です。議会関連の全ての会議の会議録を掲載するという部分ですが、現状は本会議の会議録を出させていただいております。木津川市の例でいいますと、同じように本会議の議事録が出ておりまして、その他の議会運営委員会でありますとか、各種常任委員会、こういった部分の議事録というのは掲載をされていないと。規則上も、全議員に配付する部分でありますとかは、本会議の会議録になりますが、委員会等についてはそこまでの規定がないということもあって、今は本会議だけの掲載になっています。意見としていただいているのは非公開を除く全ての会議というご意見でございますので、このあたりどこまでやっていくのかという部分。  それからもう一点は、別になります。2番目のキーワードによる検索機能なんです。これも、よく市町議会とかで採用されている、何年何月、何年第何回の本会議とかいう検索をかけたら、その会議録がポンと出てくるようなシステムを使われているのかと思うんですが、今我々にあるのは、あくまでも記事を掲載しておりますので、記事は探しにいただかないといけない状態。ただ、記事に入りますと、簡易なものですが、先日も申し上げたようにPDFファイルという形で載せておるんですけども、そのPDFファイルの中に文字の検索ができるようになった、例えば会議という言葉を入れれば会議という言葉がトントントンと検索ができるというような機能がついている状況にあります。なので、このキーワード検索というのが、記事まで見つけていただいた上で、記事の中の言葉を見つけるということは今の状況でも可能です。それ以上の機能を持たそうと思うと、なかなかシステム上、もう全く別なものを入れてくるかというようなこともちょっと考えないといけないような状況になってしまうというところが少し考えなければいけない部分かなと思っております。  以上です。</p>
<p>高岡委員</p>	<p>その辺も含めて、取りあえずスタートしてもらわないと。また、こんなん言うたら何やけれども、数年、二、三年に1回は見直しもかけなあかんと思っておりますので、取りあえずスタート。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>分かりました。はい、ちょっと待つてね。  高岡さん、時間いいですか。</p>
<p>高岡委員</p>	<p>すみません、いいですか。申し訳ございません。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ちょっとごめん、ええかな。</p>

宮嶋委員長	はい。
高味議長	<p>今、帰られる前に、ちょっと先ほどの傍聴の規則の件で、伊藤さんから障害者の皆さんを排除するようになるというようなことがないということを確認しときたいのは、今この条例のままを、そのまま読んだら、つえを持っている方は入れへんのじゃないかということやけれども、私は議長として、つえとは認めやんと補助器具として、我々が入ってもらうことを前提にしているんやから、来てもらうことを前提にしているんやから、伊藤さんも。誰も排除してないというところだけを再確認だけはしときたいから。ということは、これは仮に、この状況で誰かがつえ持っているから入れんやないかと言われた場合には、あれはつえじゃなくて補助器具として入っていただくという判断は僕はしますと。だからこの条例のままでも、この条例をそのまま、今、使わなくてはならないかって、僕は入れる方法は、傍聴してもらえる方法は幾らでもあるんやないかということは一応判断としてしていきたいし、伊藤さんもそんな気持ちで全く言ってないということだけは確認しとかんと、これが独り歩きしたらえらいことになるから。</p>
伊藤委員	いや、うちの主人でもね。
高味議長	いてる間に。
宮嶋委員長	<p>ちょっと待ってください。 それね、ただ、拡大解釈をするということは、高味さんだからできるのか、それ以外の方が議長になったときはどうなのかということがあるから、ちょっとそここのところは。</p>
高味議長	もちろん、もちろん。
宮嶋委員長	はい、どうぞ。
高味議長	<p>だから、今のこの条例のまま、こういう状態になった場合は、僕はつえやなくて補助器具として傍聴を行いますという判断をできるんじゃないかなと。</p>
佐々木委員	委員長。

高味議長	いや、皆さんが、もう絶対つえを持っている人を排除するということを前提やったら門前払いにならへんかと。いや、これはつえやと。この方が入ってもらうための補助器具ですということと言います。それでもいかんと言わはる人があれば、それはもう議論をして、でも僕、議長としては、もうそれで入っていただくという方向で、今のこの条例のままならこの方法もあるんじゃないかなと。
宮嶋委員長	はい、よろしいですか。
高味議長	はい。
宮嶋委員長	では、どうぞ。
佐々木委員	<p>あのね、議長、議長って何でもできるわけじゃないんです。ルールにしなきゃならんのです、基本的には我々は。今の発言は、どんなルールがあろうと議長判断で何でもできるということになっちゃうんですよ。でないと、じゃ、つえって何なんだという定義になりますよ。そういう話になってしまうので、だから、基本的にこの、さっき言ったじゃないですか。そういう原理やめましょうよ。もう一遍事務局に市議会議長会でも町村議長会でもいいけども、この条文がそんな勝手な、今議長がおっしゃったように書いてあるけれども、ルールを破れるんだと。どんな解釈もできるんだと、議長の権限で。そんなルールだったらつくる意味ないですから、まず確認しましょうということをやさき申し上げたんです。</p> <p>伊藤さんに関して言えば、もしそういう今、議長がおっしゃった判断であるんだしたら、さっきあなたがおっしゃったように、一旦入ってもらった後、つえを預けるという措置をしたほうがいいというんだしたら、それは変えるべきだという意見じゃないですか、今までのルールを。でも、あなたは最後まで変えなくていいとおっしゃっているんですよ。だから、変えていいという意見に変わるんだしたら分かります。変えていいじゃないという意味でしょう。その理由が、非合法的というか、超法規的に議長権限でいかようにもルールをねじ曲げることができると言っているわけですよ、絶対あり得ないそんなこと。</p>
宮嶋委員長	そんな、ちょっと待ってください。議長はそういうことだという意見を言われたんだけど、すみません、先ほどあったように、規則の在り方については議長会のほうで確認するということを確認した話ですから、ちょっとそれを踏まえて、次のときにということで。

高味議長	一つだけ、ねじ曲げるとか、議長権限でというんじゃないくて、傍聴に来てもらうということが大前提で、どうするかということが一番大事であって、今規則をすぐに改定できなくて、次の本会議でそのような状態になったときにはこういう判断で入っていただきますよということ言うてるわけで。
宮嶋委員長	分かりました。ちょっと待ってください。もういいです。
佐々木委員	個人的な見解の話を。
宮嶋委員長	ちょっと佐々木さん、待ってください。先ほどの整理が一旦あるわけです。ただ、議長としては誤解を生んではならないのではないかとということで発言されました。発言は終わりましたので、それは皆さんの。
佐々木委員	伊藤さんの真意は。
宮嶋委員長	いや、だから、そこはいいです、もう。
伊藤委員	言わせてください。そしたら、変えてくれて結構です。それでいいでしょう。
宮嶋委員長	分かりました。
竹川委員	ちょっと待ってください。
宮嶋委員長	ちょっと待つて、もういいです。竹川さん、ちょっと待ってください。
竹川委員	ちょっと。
宮嶋委員長	いや、駄目です。駄目です。
佐々木委員	民主主義の問題。

<p>宮嶋委員長</p>	<p>駄目です。委員長は認めませんので、手を下ろしてください。</p> <p>佐々木さんが、今、伊藤さんが言われたことについて、それは変える立場ではないかと言わはって、伊藤さんは、じゃ、変える立場ですと表明されました。ただ、高岡さんも変えないという立場で言われて退席されましたので、この話はもうそこまでとして、先ほど整理したような形で進めさせていただきますので、これ以上はこの議論はしません。</p> <p>その上で、ホームページのことについては、ありましたようなことで事務局のほうで整理していただくということなので、この議論はこれで終わりたいと思っています。</p> <p>ただ、もうここで1回休憩を取らないと、先ほどからの時間もあるので55分まで休憩したいと思うんですが、後の進め方なんですが、実は今日の2番目の議題にあります個人情報の保護に関する条例制定に係る協議についてというのは、前回少し出て、検察庁協議をやってもらいましょうということだったけれども、これ自身を大分共有、それぞれの議会で議論されているところまで長文の全文を入れていただいたりしていますし、これ一定のめどを立てないことには、次の定例会にどうするかという話があるので、すみませんが、議会運営に係ることは一旦置いて、これを先にさせてもらってめどを立てたいと思います。そうしないと、これがないままに終わってしまうような時間配分になっていますので、申し訳ございませんが、それではよろしくお願いいたします。</p> <p>55分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(15:48)</p> <p style="text-align: center;">《休憩》</p> <p style="text-align: right;">(15:54)</p> <p>そろそろすみません、55分前ですが、再開をさせていただきます。</p> <p>そこで、ちょっと議論を中断して、2つ目の木津川市精華町環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例制定に係る協議を先にさせていただきます。</p> <p>資料が配付されておりますので、まず最初に事務局のほうから説明をお願いします。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>本件に関しましては、事前配布ということで少し多めの資料をお配りさせていただいておりますので、内容だけ確認いただければと思います。</p> <p>まず、1点はA3の横で大きくとじております、右肩に資料2と書いてあります木津川市議会の個人情報の保護に関する条例と精華町議会の個人情報の保護に関する条例案と書いてある資料でございます。これ見ていただいたとおり、横に比較できるようにまとめた資料であります。左から市議会議長会、全国町村議長会における条例の例、それから、木津川市議会のほうで制定された条例、それから精華町議</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>会のほうからご提供いただきました現在の検討されている条例の案、それから、前回、私どものほうで素案としてご提出させていただいた組合の保護に関する条例の素案というのをそれぞれの条文ごとに横に見られるような形で整理をさせていただきました。</p> <p>かなりのページがありますので、例えばですが、9ページのほうでありましたら、ちょっと上、見出しが切れておるんですけども、一番右が備考欄ということで、備考欄に少し何か特筆できるような事項があったらということで、少し事務局のほうでまとめたものを書いております。このあたり比較ということでご参考に見ていただければということで作成させていただいた資料でございます。</p> <p>それから、あとはA4の両面焼きの資料、それぞれ木津川市、精華町議会のほうから検討されるに当たって、今お使いになられた資料等を頂戴したものの、木津川市のほうでありましたらホチキス留めのものが2枚で資料として、議会個人情報保護条例のポイントということで使われた資料をご提供いただいたものをお配りさせていただいております。あとは、今回、これは木津川市のほうの条例案となっておりますが、検討時点で使われた資料でしたので案ということで出ておりますけども、これは既に12月議会のほうで議決されたというものでございます。同じように精華町議会からも、今の検討中の資料ということでご提供いただいたもの、A4の縦で精華町議会の個人情報の保護に関する条例骨子案についてという資料と、それから、A4の横になりますけども比較表、全国町村議長会から示された条例の案と精華町議会のほうで今検討されている案の比較表というものをご提供いただきましたので、それぞれお配りさせていただいておりますので、これを基にまたご検討いただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それから、前回、検察庁協議にかけるという、そのこのところの結果といたしますか。</p> <p>松井さん、どうぞ。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>前回、12月の議会運営委員会終了後、21日終了後、翌日22日に検察庁のほうへ事前相談という形で、検察庁協議をかけさせていただきました。それで、昨日なんですけど、検察庁のほうでこちらの組合のほうに回答する準備が整ったというご連絡、一報をいただきました。これに関しては、公文書で、今はちょっと事前の連絡ということで検察庁に受けていただけるという手続でしたので、その流れにのっかってやりましたが、検察庁が準備が整ったということで、改めて公文書でその回答を求める手続をこれから進めるところでございます。ですので、改答の内容まではちょっとまだ確認はできておりませんが、近く、こちらから公文書の手続でやり取りをすれば、検察庁のほうから回答が戻ってくる状況になったということでご報告をさせてい</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>ただきます。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それで、たくさんの資料がありますから、一からということではなくて、この資料を見ていただいた上で、この2月の定例会にこれを提案しようということであれば、議会運営委員会として提案するということになりますので、皆さんが合意をいただければそういうふうな形で進んでいきますし、いや、ちょっと待ってくれということ意見があるのであればそれは表明いただいて、そのことについて皆さんで最終確認をしたいというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>この間、精華町議会の議運の中でも、チーム会議を何回か、今年に入ってもやっているんですけども、新たに分かったことがあってね。それは、うちの議会事務局の職員さんの業務というのは2つに分かれていましたと。一つは、当然、議会事務局の議会の事務をやっている立場、もう一個は、町長の、要するに行政側の、執行側の業務をやっている身分というのが若干あるんです。例えば議長には公費を支出する権限はないですから、議会費を執行するに当たっては町長決裁で執行すると。その事務は町長の部下というか、要するにそれも事務をやっているという、2つの身分を持っていることが新たにはっきりしました。その2つの身分を持っていることによって、これまで私らが考えてきた個人情報保護条例素案の一部を若干見直すという話になっているんです。それは精華町の話ね。 それからがこっちの話なんだけど、この間、私も一般質問でやらせてもらっているけども、本組合には議会事務局がないんですよ。条例がないから、議会事務局の職員というのはいないです。誰もいないです。あるのは、行政側の、執行側の業務分掌の中に組合議会に関する事務というのを所管しているのが総務課かな。総務課所管事項の中に組合議会に関する事務を担当する職員はいます、いるんです。 そこまで考えた場合に、議会事務局職員がいなくて、基本的に全員が、全業務がいわゆる河井管理者の下に働いている業務なんですよ。だとしたら、この条例の必要性がなくなるんですよ、そもそも。この条例というのは、議会の条例というのは、各自治体の議会に議会事務局が条例で設置されて、議長の任命によって、Aさん、Bさんは、あなたは局長、あなたは書記というふうに辞令が出て、任命されて初めて議会という組織が成立するわけですよ。議長の下に従事する職員ですね、要するに簡単に言えば。議長の下に従事する職員が発生する。だから、議会版の個人情報保護条例が要るんです。と考えられるんですよ。だって、誰一人議会の職員はいないんだから、全ての業務が管理者の業務の指揮下に入っているじゃないですか。その中の一部の仕</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>事として、議会に関することはやりますよ。けれども、それは議長から命令を受けていませんという話になっちゃうんですよ。 だから、もしこの条例をつくるんだったら、ちゃんと前から私が申し上げているように、議会事務局設置条例をつくって、うちには議会事務局の職員がいますと。兼務であってもいますと。だから、この条例、議会を管轄する個人情報保護条例が要るんですよという理屈にならないと、話がおかしくなってくるんですよ。要するにいない職員のための条例をつくることになるんですよ。その対象になる職員は一人もいないのにルールだけある事態になりかねない。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいですか。今のことについて何か。お分かりいただけますか、今、佐々木さんは、議会事務局のメンバーは今いないという話なんですが、総務課の中の一つの庶務事項だと。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>それは認めますね、この形の。認めますね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>今佐々木委員からご指摘ございましたように、おっしゃるとおりだと思います。これまで一般質問等では議会を担当する職員ということで、確かに法的には管理者の支配下ということで、違いますか。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>議会の扱いはいませんよ。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>議会事務を担当する職員。そういう扱いでやっていますということをお答えしてきました。それについては、一定基本的な整理が必要、ご指摘もいただいておりますので、これについては私どもも宿題をいただいておりますし、何らかの着地点を見いだしたいという思いでございますけれども、しかしながら、今現に議会を対象とした個人情報保護条例、情報公開も含めて、存在するのも事実であるし、それに基づいて、これまで個人情報の保護については十分配慮してきたという事実も、経過もございます。そういった趣旨では、制度的には法の趣旨に基づいて、議会が保有する個人情報という情報自身は少ないのは事実でありますけれども、少ないから必要がないということではないと思いますし、引き続きそういう法整備をしながら、個人情報の管理については事務の責任を果たしていくというのが本来の姿であると、このように考えております。</p>

宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	<p>論点をずらさないでください。多分、だけども、これ今、議論をしているのは議会版の個人情報保護条例の話でしょう。当然、今度の定例会に行政版が出てくるんですよね。出てきますよね。要するに行政版の、組合本体版の個人情報保護条例か、施行条例か、とにかく出てきますよね。私が言っているのは、その条例の適用を皆さんは受けるんですよ。それは間違いなく受けるんですよ。それは成立すれば受けるんですよ。でも、議会が議会に関する情報を持っているけども、それを預かっているのは議会事務局職員じゃないんですよ。あくまでも管理者の指揮下にある職員が預かっているんです。だとしたら、あつては困るんだけど、皆さんが何か漏えいした場合というのか、行政側が提案しようとしている本体側の個人情報保護条例の適用を受けるわけですよ。</p> <p>この今日出してもらった資料にもあるし、議長会のあれも、木津川市も精華町もあるけれども、これは議長が指揮権を持っているじゃないですか。議長はというのがいっぱい出てくるからね。でも、議長が任命した職員がいないのに、ゼロなのに、誰が個人情報を漏らすのという話になるでしょう。だから、私が言っているのは、やるんだったら議会事務局を置いて、議長が任命する職員を兼務だろうと何だろうと置きますと。その人に適用する条例はこっちですと。日常業務は、行政側の条例を適用しますけども、議会に関する事務をやる、議会事務局を置かれて、その議会の事務を預かっている瞬間の兼務であるAさん、Bさんはこっちの条例の適用を受けるわけでしょう。そもそも議会版をつくったって適用する人がいなかったら、つくる意味がないじゃないですか。</p>
宮嶋委員長	今の疑問というか質問は。局長。
金森事務局長	<p>佐々木委員のご指摘につきましては、指摘をするものではございません。これまでから言わせていただいておりますように、自治法の第138条関係になりますけれども、議会事務局を置くことができるという法的根拠がございます。置かないところについては書記長、書記といったことで2つの選択肢があって、これがいわゆる法的根拠になるんだろうというふうに考えておりますし、そういった規定がないままにこれを先行させるのはどうしたものかというご指摘やと思えます。仮にまずそれを整備してから、この個人情報の関係について整理をするべきではないかということをご指摘いただいているということなのかなと私は理解をいたしました。</p>

宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	<p>本会議で申し上げたと思うんだけど、今局長がおっしゃった第138条かな、の規定というのは書記長、書記を置くということだけと。要するに事務局がないままに、事務局の設置がない場合は書記長、書記を置くとなっていますよね。ただしその条文には、第138条にはそれは議長が任命するとなっています。議長辞令は絶対要るんです。でも、従来の答弁では、議長辞令は出ていませんよね。つまり法的には、第138条によるこの組合には、議会の局長、書記はいないんです。法的にはないんです。事実行為として、そういう事務をやらせてもらっているけれども、法的にはゼロなんです。誰もいないんです。誰もいないものを対象につくる条例って意味ないでしょう。だから、別にこれ4月にしなくてもいいじゃないですか。議会事務局設置条例つくった上で、ちゃんと議長から辞令が出て、議会事務局職員として任命されて、兼務だろうが、任命された人が初めてこの条例に適用されるわけだから、そういう順番でやりましょうよ。</p>
宮嶋委員長	<p>今、佐々木さんからそういう提案がありましたけど、ほかの皆さん、いかがですか。 竹川さん。</p>
竹川委員	<p>そもそも2021年の5月のデジタル関連法案の中の6つの法の中で全部、地方自治体の条例、個人情報保護条例はなくして、国の統一したもの、民間も含めて、にすると。そのときに議会は除かれているんですね。だから、言うたら、木津川市議会でも、精華町議会でも、具体的には議会事務局職員に対する問題なんですよ。だから、やめておこうといえば、それでもう別につくらなくていいですよ。本来どっちでも選べるんですよ。つくりましたら、それぞれ職員もいますからね。だから、本来、組合議会、別につくらんところといたついたらつくらなくていいですよ、そもそもつくらなくていいんです。</p> <p>佐々木委員が言ったように、対象になる人がいないんですよ。いないでしょう。つくっても仕方ないじゃないですか。だから、選択できるんです。やめておこうという選択をして構わないんです。そもそも議会は対象外ですから。事務職員いない。皆さん、失礼ですけど、木津川市の総務課の職員で議会事務局職員ではありませんので、いないものにつくる手間をわざわざ取ることはないんです。検察庁に別にお伺いを立てることもないと思うんですけど。だから、つくらなくていいんじゃないですか。</p>
宮嶋委員長	ほかにいかがですか。

宮嶋委員長 つづき	森本さん。
森本副委員長	私は、前回のはつくるべきだというふうに言っていたんですけども、今、佐々木さんのほうから説明があつて、根拠論が崩れたと。ないということなので、次の定例会に上程する、議員発議で出す必要はないと思います。
宮嶋委員長	伊藤さん、いかがですか。
伊藤委員	事務局がいなかったという場合は、白紙のままになってしまうのかなということでしょうね。
宮嶋委員長	議長、副議長、何か発言ございますか。どうぞ。
高味議長	皆さんの議論を聞いていると、あえて今制定する必要はないという意見のほうが。こういう場合は議会が発議するんやから全会一致というのが望ましいけれども、その以前のつくる、つくらないでやめておけというんやったら、次の定例会では無理なんじゃないですか。それはそれで、皆さんの意見として仕方のないことやと思いますけど。
宮嶋委員長	大野さんも。大野さん。
大野委員	佐々木さんの発言のとおりであれば、法的な職員がいらないということであるので、いないところに条例をつくっても仕方がないんじゃないかと思うので、私も要らないと思います。つくるのであれば、やっぱり職員、議長が誰かを任命して、兼務でも任命された後で条例をつくるべきじゃないかと。
宮嶋委員長	ということなので、今、佐々木さんが言っていたことをもう一度確認いただけますか、それも。そういう、要するに議会がつくる条例ではなくて、組合がつくるそういう条例の中に拘束されるということやから、議会がつくる条例は要らないのではないかという話なんです。
佐々木委員	というよりか、正確に言うと、要するに議会事務局が条例を設置さ

佐々木委員 つづき	れて、議長の辞令が出るんだったらあるべきなんです。
宮嶋委員長	だから、今はそれが無いから、議会事務局の設置条例とかそういうものがないから要らないんじゃないかという話でしょう。
佐々木委員	対象者がいないわけだから。これ要するに誰も対象者がいないということですよ。
宮嶋委員長	<p>例規集の中では、先ほど佐々木さんが言われたように、総務課の総務係の分担業務の10番に組合議会に関することという仕事があるから、総務課の仕事になっているということやから、議会事務局の仕事ではないということが、佐々木さんが言わはった根拠なんですけれどもね。</p> <p>局長。</p>
金森事務局長	<p>この件につきましては、実は他の組合についてもお聞きをして、考え方の整理をしてきたつもりです。結論としては、結論といいますか、今そもそも制度があるわけですから、やはりこれは先ほどお答えしたとおりですという思いがあって、前回議運での提案といいますか、ご相談になったところでもあります。ただ、他の枚方京田辺環境施設組合というところがあって、まさにここと同じような体制で同じような組合をつくってやられているというところでもあります。今、佐々木委員のほうからおっしゃられたような趣旨の意味で、条例はつくらないというところもあるのも事実です。</p> <p>山城病院組合のほうも同じような話、趣旨は違うかと思いますが、あそこは医療機関になりますので、いわゆる全国医師会が示すそういった個人情報に関するガイドライン、そういったものがあって、そちらのほうを守って、維持をしていくんだというふうな話もございました。団体それぞれ様々でありますけれども、確かにそういう考えの下につくらないというところもあるのは事実でございます。その上でのご相談という趣旨で皆様方にご判断いただければありがたいなというふうに考えます。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	よろしいですか。今回、2月の定例会に議運の発議で提案しようということで進めてきたわけですが、今の話の中で、今後はまた議論していただいたらいいんですけど、少なくとも2月の発議にはならないし、今後、その発議するに当たって、佐々木さんのほうからは一定の条例を整備しなければならないんじゃないかという提案もありまし

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>たので、その点も踏まえて、2月には発議しないということで、次に何が必要なのか、発議する場合にね。前もありましたように、議会が持つ個人情報とは何かという議論もまだ十分していない中での話ですから、そういうものはほとんどないということがありましたので、もう少し議論を進めるということで、実際上は次のメンバーの方になるのかも分かりませんが、それでよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、すみません、そういうことで、この件については次の定例会の発議とはしないと。継続にというふうにしたいと思います。</p> <p>それで、もう一回元に戻る前に、ちょっと時間の関係もあるので、(3)にあるその他の案件で、事務局から提案をしていただきたい。次の議運をどうするかという話なんですけど、一般的には定例会の前に議会運営委員会を持つということにはなっているんだけど、具体的な日程も定まっていませんので、ちょっとその関係で具体的な案があれば提案もしていただいて、ここで決めたいというふうに思いますので。</p>
<p>竹川委員</p>	<p>2月1日の9時半じゃないんですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、それは何もここで確定してやったわけじゃないでしょう。あくまでも1週間前のめどとしてそれはあるという話やから、ここで決めないことにはあかんわけで。</p> <p>すみません、じゃ、松井さん。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>そしたら、改めましてご確認をお願いしたいと思います。次回の議会運営委員会の日程ということになりますけども、事務局からのご提案といたしましては、次回の開催日は2月8日に本会議、第1回定例会を予定しておりますので、告示予定日が1週間前ということで予定しております。その同日2月1日水曜日の午前9時半から議会運営委員会を開会するという形でご提案をさせていただきたいと思います。</p> <p>場所はこちらの会議室で行いまして、一番大きな案件といたしましては、第1回定例会の提出議案、こちらのほうをご確認いただくというようなことがまずベースになってくるのかなと思いますが、そういった形での議会運営委員会の開催をお願いしたいということでのご提案でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今の事務局からの提案について、ご意見ありますでしょうか。</p>

佐々木委員	<p>ちょっと1点確認をしたい。一応前に申し上げたように、うちの議会運営委員会は、議案書が配付された翌日以降になるんだけど、今回の場合、告示日だから、同じ日に議案書が配付されるのかどうかという問題と、どの瞬間にそれを私たちが見ることができるかですよ。実際そんな大きな問題は起こらないと思うけど。実際には議会運営委員会をする以上、議案の数だとか中身によって通常は日程を決めるじゃないですか。この審議にどれぐらいかかりそうだという話も含めて。それはここに来た段階で、その議案は手元にあるという状態になるということよろしいですか。</p>
宮嶋委員長	<p>松井さん。</p>
松井総務課長	<p>今まで議運がなかったということで、今回初めてのような手続にはなってはくるんですが、我々の考えといたしましては、これまでもそうですが、1週間前の告示を行った段階で、その日のうちに、当日に議案を配付させていただいておったかと思えます。ですので、9時半から開会ということでご決定いただきましたら、開会時に机上配付で議案を全てここに整えさせていただくと。それをご覧いただきながら議会運営委員会に臨んでいただくという形でお願いしたいなと思っております。</p>
宮嶋委員長	<p>佐々木さん。</p>
佐々木委員	<p>それは仕方ないとしても、9時頃に来たらあります。私、会議に出席するのに資料に全く目を通さずに会議に到着するってやったことないのであまり。少しでもどんなのが出ているのか、中身について少しでも理解したいと思うから、何時に。</p>
宮嶋委員長	<p>はい、どうぞ。</p>
松井総務課長	<p>我々の事務のほうの当然作業になりますが、前日には当然用意をして、翌日に配付するというので事務のほうを進めたいと思っておりますので、当日の、我々8時半から勤務になりますけども、その時間にご連絡をいただければ、ご用意はさせていただきます。</p>
宮嶋委員長	<p>竹川さん。</p>

竹川委員	<p>精華町でいうと、議運の前に必ず出すというので、議案第何号という数字抜きにしたやつ、もちろん、実は第84号、第85号とかだったんですけど、何とか議運までに見とかなあかんというために、やっぱり行政も大変やと思うんですけど、やっぱり当日見るという習慣がないんですよ。やっぱり少なくとも見ておいて、ほんで、議運というのが。前、ちょっと僕、きついことを言いましたけど、それは世の中のルールなので、だからやっぱり来てその場で見るというのは、そういう習慣がないので、精華町としては。だから、そういう意味なんですよ。少なくとも30分前、1時間前に見ることができますかということだね。番号抜きでいいんですよ。</p>
宮嶋委員長	<p>じゃ、すみません、2月1日の当日、朝来ていただいたら、議会運営委員会が始まるまでには当然見ていただくことができるということですね。</p> <p>一般質問の通告が23日ですから、これはもう通告を過ぎたら、何人の方が通告されたかということは事務的に分かりますので、もし必要ならば、それは例えば、メールは機能はないから、紙で渡していただくことは可能ですかね、そんなことは、今の趣旨からいうと。そんなことはどうですかね。</p>
松井総務課長	<p>23日の締切りをもって、人数は当然確定いたしますので、先着順で行っていただくということも約束をしておりますので、一般質問のいわゆる順序と人数はいかような形でも連絡はさせていただきます。ただ、今おっしゃっていただいたように、我々、今それぞれ市町の議会事務局のポスティングという形での連絡手段を取らせていただいていますので、その方法でよろしいということであれば結構ですし、その内容であれば、例えばですけど、お電話等いただいたとしても、あるいは個別でメールをいただいたとしても、項目の内容についてはお答えすることは可能です。</p>
宮嶋委員長	<p>ということですので、議案の中身、主にははっきりしているのは新年度の当初予算だったり、それから、今の条例の問題だったりするわけですけども、よろしいですか、それで。先ほどの佐々木さんの質問や竹川さんの質問でよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ほんなら、すみません、もう一度確認しますが、2月1日朝9時半から議会運営委員会をここでやるということよろしいですね。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>じゃ、そういうふうを決めさせていただきます。</p> <p>そして、すみません、それで、あと、整理の関係ですけれども、ホームページについては先ほど確認をしましたので、それはいいということですが、佐々木さんが言われているように、基本的なことを確認しておかないと、じゃ、そのことが次に継承されていかないのではないかと、このホームページの内容が、これもしできるとしたら、いつ頃できるものになるんですか、整理して具体的に。</p> <p>はい、松井さん。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>これから、今日のご議論でもこの内容をベースにというお話だったかと思しますので、これをもって、業者のほうとたたきの案と、それから、ボリュームの部分を整理したいと思えます。きっちりとお示しできるのは少し時間が当然かかると思えますし、成果品ができるのは年度末ぐらいをまた目指してやらなあかん部分になるかと思えますが、イメージが固まり次第、何かの折でご報告させていただくようなことをお願いしたいと思います。2月1日の時点で、その時点での進捗状況というのは当然ご報告させていただくことは可能です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいですか。2月1日の時点では進捗状況を報告いただくという。</p> <p>(はいの声)</p> <p>では、それはそういうこととして、あと、残っている課題は、特別委員会の活用案の問題と申合せ事項の案です。申合せ事項の案は、これまで言っているように全体を整理した上でということになるので、今までの整理されてきたことは申合せ事項の中に組み込まれることなんだけれども、特別委員会の活用についてのことをあまり時間はありませんが、皆さんが許せるのであれば4時50分ぐらいまでやりたいと思うんですが、よろしいか。それとも置いておきますか。少し、どうしても本会議で議論している関係もあるので、委員会でやったほうがスムーズではないかという意見があって、ただ、その場合は委員会をつくらなあきませないのでね。議論を少ししておきたいと思うんですが、よければもう少しだけ。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>その前に、ここに書かれている、前回の委員会でのメモがあるじゃないですか、点線の中に。1番上にある木津川市議会は全協に持ち帰って検討するという話になっているけれども、検討結果をまず、お願いできたら、持ち帰り結果。</p>

宮嶋委員長	これ以降の全協は、それは。
佐々木委員	だって、今日あるのは分かっているわけだから、開かなあかんでしょう。
宮嶋委員長	うん。でも、開かれていないのは事実ですね。
佐々木委員	じゃあこの発言はどうなるわけ。今の話からいうと、基本的に今日も先送りになるってことでしょうか、それは。こう言った以上、やっぱり持ち帰って、要するに昨日までの間にちゃんと一定の方向性を協議するのは当たり前じゃないですか、そういう話し方をされているんだから。約束ですよ、それ。だから、待っているんですよ。時間を取るぞと言っていたわけでしょう。
宮嶋委員長	森本さん、どうぞ、発言。
森本副委員長	今の佐々木さんの意見も踏まえて、2月1日の議運のときに、これの件についてのことを木津川市議会としては持ち寄るということで、ちょっと延長期間をいただいたらあきませんか。
宮嶋委員長	ごめんなさい、すみません。2月1日までに協議の場を持つことができるんですか、今後。
森本副委員長	各会派に聞きに回ることはできる。
宮嶋委員長	いやいや、各会派に聞きに回ることはできるけども、そやない。全員協議会の結果も踏まえてと言われると、全員協議会を開く日程はないと思うけど。 はい。
佐々木委員	どういう方法をとるかはいいです。木津川市さん側がどんな方法で合意なり、意思形成を取るか任せます。そんなことまで言う気ありません。だから、要するにこう約束した以上ね、次の会議では答えを持ってくるのが常識でしょうと言っているだけの話です。今日できないのだったら、2月1日までに答えを持ってくるかという話ですよ。そうじゃないと話が進まないじゃないですか。

宮嶋委員長	森本さん、それについて。
森本副委員長	いや、言われたように、そのように各会派を回って、無会派も回って、意思の決定を図ります。
宮嶋委員長	伊藤さん、それでよろしいですか。
伊藤委員	はい。それしか方法がない。
竹川委員	本当は今日やったんですけど。
宮嶋委員長	いや、もうそれは言わないでください。そう言い出すと、お互い気持ちが高ぶりますから、竹川さん、そういう発言は。 そしたら、その上でどうなんですか、もう今日は議論しなくてもいいということですか。
森本副委員長	個人的議論やったらあるんやけど。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください。 森本さん。
森本副委員長	個人の意見ですけどね。
宮嶋委員長	個人の意見。
森本副委員長	個人というか、先ほどの全協で諮ってきたのかということには、それと対峙した個人の意見になってしまうんですけども、私は前にも言ったかも分からないけども、予算委員会、決算委員会については本会議でいいんじゃないかなというふうに思っています。わざわざ特別委員会までつくってやらなくてもいいんじゃないかなという。だから、本会議主義の立場です。
宮嶋委員長	それは、要するに発言回数に規定されてくるから、そのことは3回、1つの議案について3回までということ、それはそれでやってもらうしかないという。

森本副委員長	私はそう思っています。
宮嶋委員長	ほかありますか。
佐々木委員	よろしいか。
宮嶋委員長	はい。
佐々木委員	<p>今、委員長おっしゃったような理由で、要するに今の3回制限の本会議質疑というのは、別にここだけじゃないけど、全体でいろんなところで要するに議論の食い違いだとか、答弁漏れだとかということが起こって、また、傍聴している人も何になっているのか分からないという話に、一般質問もそうですよね、以前は3回制限あったから。ということもあって改善を申し入れているのと、さっき申し上げたけれども、木津川市議会、精華町議会で構成する議会なので、どちらかが本会議主義を取っているんだったら、その意見は分かるんです。分かるというか、言っていることは理解できるんです。ただ、2つの市町議会は委員会主義を採用していますよね、通常の議案処理は。なのに、なぜその2つの市町が集まったところが委員会主義が取れないのかというのは極めて不思議。</p> <p>もっと基本的なことを言えば、一部事務組合というのは、構成する市町村の事務の一部を取り上げて、そこを合同でやる事務でしょう。つまり基本的にもともとはそれぞれの市町にあった事務なんですよ。それぞれの市町にあって、本体に残っている事務は、さっき申し上げたように、両市町議会とも委員会主義で、恐らく予算委員会とか決算委員会をつくってやっているわけですよ。だから、構成団体がやっていないことをやろうという意見は別に言っちゃあかんとは言いませんが、だとしたら、そのための特殊な理由が要るんですよ、何でと。本体でやっていないのにここでやるということになった場合は特殊な理由がやっぱり要りますので、それは一体何なのでしょう。</p>
宮嶋委員長	はい、森本さん。
森本副委員長	<p>この木津川市精華町環境施設組合の目的は、ごみ等の効率的、安全に処理すると、燃やすということが目的で、本体の議会のように、あらゆる住民生活に関わる全てのことについて議案を出してくるわけじゃないので、この組合は先ほどのごみ処理等のことについての議案がメインであるので、それについて、私は、予算規模もあるやろうけれども、そんなに委員会をつくって、予算委員会、決算委員会をつく</p>

森本副委員長 つづき	って、フリーランスに討議をするということは必要ないんじゃないかなというかな。言い方がきついかも分からないけども、そこまですべき理由はないと。本会議で十分じゃないかなというふうに思います。以上です。
宮嶋委員長	ちょっと待って。 ほか、どうですか、伊藤さん、竹川さん。伊藤さん。
伊藤委員	私も、森本茂さんの意見によく似ているんですが、やっぱり一部事務組合のことでもあり、特別委員会までつくってわざわざするよりも、本会議で公式でやったほうが、私はそれでいいと思っています。
佐々木委員	理由は。
伊藤委員	委員会で何度も、そら、質疑もするのも必要かもしれませんが、ある程度、私は自分の考えを煮詰めて持ってくるものであるから、それでいいのかなと思っております。
宮嶋委員長	竹川さん、どうですか。
竹川委員	人数が少ないから、別に委員会主義を取らなくてもいいんじゃないかということはないと思うんですね。
森本副委員長	そういう意味じゃ。
宮嶋委員長	いや、ちょっと待ってください。
竹川委員	だから、実際、例えば精華町なんかでいうと、第6次総合計画を立てるときなんかは4人ぐらいでチームを組んでやって、また全体を集めてというところで全体でまたという、そういう感じなので、だから、8人しか、人数が少ないからということはないと思うんですね。理屈でいうと、本会議主義を取る理屈がないので、普通に委員会主義を取れば、僕はいいと思います。
宮嶋委員長	はい。意見が分かれているところではありますけれども、これもな

宮嶋委員長 つづき	かなか。 はい。
佐々木委員	<p>ちょっと確認です。それはどっちの主義がいいかというのは今意見が分かっているけども、この議論のポイントは2つです。一つは、さっきあったように、回数制限がかかるから、複数の論点で議論しようと思った場合に、要するに混線するというか、混乱しやすいということになってしまうということと、もう一個については、前から言っているように、本会議では基本的に会議規則上、意見を言えないというルールがありますよね。だから、この2つの問題をどうクリアするかということで、もし本会議主義の方が対案があるんだったら、例えば会議規則の本会議では意見を言えないという条項を削るとか、要するに意見を言えるようにするというふうにルールを変えるとかといった対案を出していただくのだったら、まだ検討はできるのかもしれないけども、今の状態の会議規則を変えようという意見が出ていないわけだから、つまり意見は言えない状態のまま、3回制限は続きますよという意見になっちゃうんですよ。そこところは全く今のルールを変えないで本会議主義でやるべきだというね。</p> <p>もう一個の解決の仕方としては、前も言ったと思いますけれども、今、一括審議するじゃないですか、予算、決算、全体を。目としては、項また目単位で議長が運営すれば、仮に目が10個あった。単純計算、30回となるわけですよ、目ごとにやれば。だって、議長が言っている審議の対象が目しかないんだから、これ以外発言できませんからね。目に関する発言を1人3回、次の目が1人3回という運用の申合せができるんだったら、それはまだ検討に値します。今は全体一括審議にやっちゃっているから、どうしても議会費から総務費からずっと公債費とか予備費、全部一括でやらなあかんから、ページ数は飛びますよね、それは。だから、そういった、今私が言ったような、何らかの今言った2つの問題点をできるだけクリアするための代替案を出していただくんだったら、まだ分かる。けど、それはあかんと言われたら、本当に責任を持った審議ができるのかという話になってきますから、そこを改めて確認したいと思います。</p>
宮嶋委員長	今の佐々木さんからの提案について。 森本さん。
森本副委員長	本会議で意見が言えないということは事実かも分からないけども、実際上。
佐々木委員	ルール上。

森本副委員長	<p>そう、ルール上。実際上は、質疑した上で意見を言っている場面が多々あるし、うちの本会議でもそういうことはあり得ているから、それは一つあります。</p> <p>それと、今ほかに対案がないのかと言われたことについては、2月1日までにちょっと時間を下さい。</p>
佐々木委員	よろしいか。
宮嶋委員長	はい。
佐々木委員	ちょっと一言だけ。私、この前の本会議の議案の質疑で止められたんですよ、意見を言うなって。止められました。
森本副委員長	初めの、しょっぱなから。
佐々木委員	いやいや、どうだろうと、要するに発言中に意見らしいことを言ったら、確かに言ったんです。それに対して止められましたので。だから、事実上、ここの議会というのは意見は言えないと思っています。そういう事実があったから言っているんです。会議録がありますよ、それは。
宮嶋委員長	<p>ほか意見いいですか。</p> <p>そしたら、木津川市議会については、森本さん、伊藤さんからも、次までに議会の意見、まとめるでいいですか、対応、それぞれで。</p>
森本副委員長	調整してまとめてくるという感じですね。
宮嶋委員長	でいいんですね。
森本副委員長	はい。
宮嶋委員長	<p>ということがありましたので。ただ、2月1日午前9時半からやって、議案やとかを確認した上で、どこまで、そういう皆さん、時間が取れるのか知りませんが、じゃ、そのことについては、2月1日については特別委員会の活用案については意見交換をするということですよ。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>ろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、そうさせていただきます。</p> <p>あとのことについては、2月8日終わった時点で、もしもう一度そういうことができるのであればやってもいいですが、実質上はなかなか厳しいかなというふうには思っています。木津川市議会が2月20日から始まります。精華町は3月1日と言うてはりましたかね。</p>
<p>竹川委員</p>	<p>はい。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>木津川市の場合は、3月議会が終われば、事実上、市議選になりますからね。それでなくても、広報委員会、森本さんも私も広報委員会のメンバーやから、広報委員会も入ってきますので、ちょっとなかなか日程をつくるというのは難しいかなと思っているんです。だから、それをどうするかですね。2月1日の時点で残った案件については、これは残りましたと。例えば申合せ事項の案づくりは、今まで出たものを申合せ、確認したものを申合せとして整理ができるならばそれを整理しておくということにならざるを得ないんですけどね。ただ、そのときのたたき台の文章がなければ、ですから、ちょっとそこでどうなるか、ちょっと私、心配です。今まで議論して、ここの事務局のほうでも書いてもらったこの太字の四角の中に書いてあることが申合せという形として確認できるのであればそれでいいんですけどね。そのまま文章としてはそういうことになっていくんですけども。</p> <p>森本さん。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>1日にたたき台の文章をつくって、つくってというか確認して、申合せのですよ、確認して、それで8日に印刷したのとしてみんなに配ってもらうということではあかんの。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だから、すみません。1日に確認するということは、今日、保留になっているのは特別委員会の活用は保留になっています。それは1日議論してやる。それ以外のところは確認したことを事務局のほうで、まとめてもらうということですか。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>素案としてね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それを出してもらって。</p>

森本副委員長	1日にみんなで、ここは変えたらあかんとか、ここは変えたほうがええとかいうて、ほんで、確定させたら。
宮嶋委員長	ちょっとそんなことが事務局に求められているということですが。局長。
金森事務局長	今、委員長がおっしゃられたように、項目ごとに申合せ事項を事細かに書く必要はないと思っています。項目ごとにどういう申合せ、取決めをしたかというのをまとめるだけでいいと思いますので、今委員長おっしゃったように、例えばこの黒枠の表現範囲内で私はいいと思います。そういった意味では、確認できたものを項目ごとに分けて一覧表にするということでもよろしいかと思っておりますので、その程度であれば準備は可能かなと考えています。
宮嶋委員長	どちらにしろ、我々は到達点ですから、一遍に一番いいものができるというわけじゃなくて、この議論の中でできたものを、じゃ、2月1日に素案として出してもらって、特別委員会の活用の議論も踏まえた上で、それでよければ最終、それまでにちょっと一回また。文章上の表現は、皆さんよろしいか。一任でよろしいですか。
森本副委員長	1日に決めたらよろしいやん、素案を見ながら
宮嶋委員長	けども、結構、今までの協議を見てると、時間がかかるんやないかという心配があるんです。森本さん、お昼、弁当を用意して来てください。だから、そういう意味では、ある意味、事務局案が出たら、それは。
森本副委員長	それでもしようがない、事務局の案でも。
宮嶋委員長	それを、ほんなら、次の。
森本副委員長	木津川市の議員は、2月8日以降みたいなの、もう一回ということではできにくいからね。だから、申し訳ないけど、2月1日でほぼ決めて、直すべきところは直して、ほんで、8日にこれで正式で決まった分ですよということで押さえてもらうしかないんやと思う。そんなこというたら、木津川市の議員はちょっと集まれへん。

<p>宮嶋委員長</p>	<p>だから、今までのこういう問題の投げかけ、佐々木さんにしてみたら、去年の話を今時分にといい思いもあるかも分らんけども、この間詳しく議論してきた到達点として、2月8日に確認をすると、最終はね。</p> <p>(はいの声)</p> <p>事務局、それでよろしいですか。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>はい。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>よろしいか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>今の話を聞くと、2月8日以降は困難というので仕方ないと思うんだけども、これはいつもうちの議会でも皆さんにお願いしているんだけども、要するに私たちの任期中に確定できるのは確定させたいと思うんです、それは。それはいいんだけども、さっきの議論からいったら、申し送らなあかん部分が出てきますよね、幾つかの項目が。それに関しては結論だけ書いたら次の人が分からないので、この問題についてはどういう論点で議論になったと。要するに理由と考え方を併記しておかないと、次の人にはつながっていきません。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>経緯やね。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>そうです、そうです。何でこんな議論になったのかというね。どう考えるかと。場合によっては、さっきの話やと本会議主義で考える、委員会主義で考えるという議論があったじゃないですか。それぞれの理由があるじゃないですか、それぞれの人の意見には。そこまで書いておかないと、単に本会議か委員会かの議論だけだと、何でという話になってくるので、そこのそれぞれ理由なり経緯をちゃんとまとめてもらっておかないと、恐らく5月以降の次のところに正確に引き継がれていかないので、そこの留意をして、誰が作るかはお任せしますが、留意をしながら、その案というかはつくっていただけたらありがたいと思いますので。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>では、そういうことで確認はした上で、今日の会議は全て終わった</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>ということで、これをもちまして、木津川市精華町環境施設組合議会 議会運営委員会を閉会とさせていただきます。ご苦労さまでございま した。</p> <p style="text-align: right;">( 1 6 : 5 0 )</p>
	<p style="text-align: center;">この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: center;">委員長 _____</p>